

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. IV. APRIL, 1904.

VOL. XVII.

明治二十七年五月創刊

每月一回二十日發行

監獄協會雜誌

明治三十七年

四月二十日發行

第七拾卷

第四號

監獄協會發行



第十七卷第四號目次

●論 說……………(一頁)

●外役論(於三月茶話會)……………有馬四郎助演說

●茶話會所感(於三月茶話會)……………河野敦誨師談話

●雜 錄……………(二二頁)

●戰爭に於ける看守女監取締の狀態……………冷 骨 生

●各監に於ける看守女監取締の狀態……………進 藤 正 直

●三十七年度豫算に對する論評……………會 員 浦 舟 生

●現證餘影(一)……………秋風春雨樓主人

●統 計……………(三八頁)

●明治三十七年二月末日現在全國在監人員表……………

●明治三十七年二月末日現在全國在監人員表……………

●前表中外國人の事實を擧ぐれば左の如し……………

●明治三十七年二月末日現在全國囚人刑名別表……………

●明治三十七年二月末日現在全國囚人刑名別表……………

●寄 書……………(四四頁)

●在監人書籍購求に於ける所感……………光 弘 祐 言

●出獄後成績……………

●吾人は現代獄事行政上に付き慨嘆措く……………菅沼菅牧 生

●北海道の徒刑囚内地へ送還方廢止せらる……………(五〇頁)

●外 報……………(五〇頁)

●外 報……………(五〇頁)

●法 令……………(五八頁)

●叙任辭令……………(五九頁)

●叙任辭令……………(五九頁)

第十七卷第三號目次

●論 說……………(一頁)

●清浦會頭挨拶(於一月茶話會)……………

●石澤委員挨拶(於一月茶話會)……………

●藤澤委員報告(於一月茶話會)……………真木喬君演說

●監獄經費上の注意(於二月茶話會)……………(一一頁)

●雜 錄……………(一一頁)

●明治三十五年監獄作業概観……………進 藤 正 直

●前號所掲徒刑囚の所遇に就て……………會 員 冷 骨 生

●小菅監獄に於ける演夢の成績……………

●病餘の閑言……………

●東京便……………

●統 計……………(二七頁)

●明治三十七年一月末日現在全國在監人員表……………

●明治三十七年一月末日現在全國在監人員表……………

●前表中外國人を國籍に依り區別すれば左の如し……………

●明治三十七年一月末日現在全國囚人刑名別……………(三二頁)

●外 報……………(三二頁)

●外 報……………(三二頁)

●經費節約上の注意綱領……………

●外十數件……………(四八頁)

●譯 譯……………(四八頁)

●叙任辭令……………(六六頁)

●叙任辭令……………(六六頁)

監獄協會雜誌第十七卷第四號

(明治三十七年四月二十日發行)



○外 役 論 (明治三十七年三月本會茶話會に於て)

有馬 四 郎 助君演說

私は外役論といふ標題で少しばかり諸君の御耳を拜借したいと思ひます、勿論外役論と申しますれば今日の時局に關係をすることであり、詳しく申しますれば目下の露國との交戦は必ず長引くことは極り切つたことであらうと信じて居ります、且つ長引けば非常な費用も掛る譯である、又費用ばかりではない餘程人手を要するといふことも勿論であります、そこで私が申すまでもない今度の事件といふものは是非は非常な國に取りましては大難でありまして、國家が總ての力を捧げて此大難に當らなければならぬといふことは誰も彼も覺悟して居ることでございます、それでありますから今日の場合には我國民は自ら尋常一樣の場合の考を持つて居るべき時でないことも諸君と御同感であらうと思ひます、尋常一樣の場合でないのでありますから、此際に處して我取扱ひます所の此囚人を直ちに戦闘

線へ向けて其戦闘に與からしむるといふことではありませぬが、所謂軍夫の仕事であり、其仕事に當らしめるといふことは此際に處して最も宜しきを得たことではないかと思ひます、勿論之に付ては色々の方面から觀察して見なければならぬ、是が尋常一樣の場合でありますれば固より彼是論する價値のない議論であります、先刻申しますやうな尋常一樣でないといふことを前提に置いて考へなければならぬといふことから此論を提出したので、其積りで御聽を願ひたい色々の方面から今日の場合を觀察して見ますのに、總て此際に處する外役は弊害がなくして全く利益のみあるといふことは私は最初より申しませぬ、それは一方に利益があれば一方に色々の害のあるといふことは普通の事物に免れ難いことでありますから、今日の外役に付きましては害のある方面を見ましたらば色々害もあらうと思ひます、併ながら私の勸考致しまする所に依りましては利益の方が最も多いといふことを信ずる、それに付ては其両面からのことを爰で少しく御話しなければならぬと考へますが、或は今日の際に於きまして囚人を斯かる場所に外役させるといふことは時機がまだ達せない、或は今後此時局の開展の模様によつては斯かる必要を生ずるかも知れない、其時機の到来せぬ時に囚人をア、いふ所に出すといふことになれば、さうも文明國としての體面を汚すことになりはせぬか、又名譽ある所の戦ひに一つの汚點を遺すことになりはせぬかといふ御懸

念のある人がありはせぬかと思ひますけれども、私は思ひます、今日は既に時機である、若しも今日の場合に逡巡しまして、さういふ時機を俟つて出すといふことになりなすれば、取も直さず我邦はモ一窮策の餘りに此囚人をして外役をさせたいといふことになりなすれば、世間の見る所でも至つて都合の悪いことになり、且又こちらが働きますに付ても甚だ政策の宜しきを得たものでない、もう既に囚人を出さなければ外に人手がないなどいふやうな、其下火に傾いたやうな時期に此等の囚人を外役させるといふことは、私は甚だ勢ひの宜しきを失して居ることになると思ひますから、寧ろ出すならば此際が時機であるから、斷じて外役をさせた方が宜からうと思ふ、又或は是は尋常の場合には最も價値のある議論だらうと思ひますが、どうも行刑中の人間といふものは一種の病人であつて國民の資格といふものは固より無い者である、此資格の無い病人に均しき者を以て公の働きに國家が使ふといふことはさうも道理に合はぬことである、是は文明國の慣例として例もないことであるから、どうも斷行するといふことはむづかしからう、斯ういふやうな御考のある方も或はあるかも知れませぬ、今申しますやうな是は尋常の場合に於ては最も價値のある議論で、最もさうしなければならぬと思ひます、併し是も一步進めて達觀する時に於ては私は斯かる場合に於て我邦が斯かる事を宜しき方法の範圍内に於て斷行いたしましたならば、一つの良き慣

例を始めるといふことになりました、即ち一新機軸を我邦が茲に始めるといふことになり、寧ろ斯かる場合には斷行の名譽こそ我の有する所になりはせぬかと思ひます、

なせと申しますといふと、此大難の起りました際に其國中の者が總てを抛つて當るといふ覺悟の場合でありますれば、其人々の精神の上に一種の心機一轉をするに最も良い潮流が満ちて來た場合でありますから、もう血も湧いて、精神も充満して、満潮の時でありますから、其時を利用致しまして精神を利導するといふことは、私は是は病氣に譬へて見ますと、所謂轉地療養をすると同じことだらうと思ふ、病氣だからといつて一定の病室の中に立籠めて療養をしなければならぬといふことは病人を療養する道でない、斯ういふ場合に於きましては外役をさせまして、彼等をして其大切なる勤をさせるに付ては、彼等が心機一轉するに好い時機だらうと考へます、さうして病人として見る其取扱者は病氣を癒すといふことが目的でありますならば、今申します如く外役をさしてそれを癒すの目的が合ふと見ますならば、場所の如何を問ふ必要がない、病室に在つて癒さなくても、斯かる場合に於て場所に付て議論をすべき價値がないと思ふ、私は斷言する、斯かる場合に外役さして、其中に彼等に非常な鍛練を與へて即ち心機一轉するの機會を與へまして、彼等が此大難の起りました時に、自分の罪滅しとし、自分が國

に對する憤ひとして、斯かる事に當るといふ精神をば十分に發動致しまして、其發動に依つて満足を與ふるのみならず、彼等に一つの道德的觀念を扶殖することになりまして、それからして彼等の障礙を排除することは信じて疑はぬ、申すまでもなく我邦は此比類なき一種の精神を持つて居る所の民族である、即ち大和民族を有して居る、此大和魂のある所の民族が斯ういふ場合に感激する所の度合といふものは、私共尋常の場合と決して見ることは出来ない、假令彼の獄窓の中に沈淪して居る者でありましても非常なる感動を起して、如何にして此國に盡さうかといふ苦慮する有様といふものは、我々其實際に當る者が目撃して實に默視するとの出來ぬ實況になり來つて居るのである、又今爰で一つ申さなければならぬことは、無資格なる標準を以て斯ういふ公なる名譽ある所の國家の働に參與させるといふことは甚だ危険なことである、斯ういふ心配に堪えぬ、私はさういふ心配に及ばぬと思ふ、所謂組織を立て、行刑規律の下に之を統率して行くのでありますから、囚人其者は無責任なる一個人を以て其勤めに當るのでなくして、一口に申せば一つ團體である、監獄が其勤めを取るのでありますから責は監獄にある、決して虎を野に放つといふ如きものでないのでありますから、理窟の上から申しまして、世間の手前に對して考へても、決して顧慮するに及ばぬと信ずる、監獄に對して其筋に於ては色々御心配があつて、陸海軍の爲めに監獄内で生産の

仕事をすることがあつたならば、成べく其方針を以て此際十分盡す所がなければならぬといふことになつて居ります、それ／＼皆其點に付ては手を盡して居るやうであります、それと同じことで、内外に依つて決して區別のあるべきものではない、監獄といふものが其責任を負ふて爲しまする場合に於ては、内であつても既に差支ないといふことであつたら、外に於ても差支ないといふことを茲に極めて差支ないと思ひます、又戦さの如き場合に此人間の感化といふことは出來得ることではない、是は人の道念といふものを攪亂する所の一つの機會であつて、誠に行刑の方法としては是は目的に反するやり方であるといふ御心配の方もあるかも知れぬ、それに付ては私は或部分までは御同感であります、併ながら或部分まではといふ亦一面に於ては、先刻もチョット申上げた如く、此方法か、即ち行刑が彼等を感化するといふことの目的に在りますならば、即ち此等の場合に其目的を達するに見通すことの出來ない一つの利益であるといふことであります、もう一遍申しますならば或部分までは或者をして放埒な疎放な者に化せしむるかも知れぬけれども、併ながら其方法の宜しきを得ますれば、否、其方法の宜しきを得る以上は皆其非常なる場合に於ては鍛練を受けて、自然教育の美法に依りまして、其者が一つの道念を喚起するといふことは必ず私は疑を容れざること、思ふ

少しばかりの経験であります、北海道に於きまして集治監の囚徒を道路開鑿に多く使つたことがあります、是は北海道の開拓歴史上に特筆すべきことでありますから、私が喋々するには及びませぬが、其一面に於きまして行刑上にドレ程損害を受けて居るか、又開拓上に功を盡したが爲めにドレ程損害を受けて居るか、利益を受けて居るかといふことを考へて見ますと、今申します如く多少の害はあつたかも知れぬが、併ながら大局を打算して見るといふと、矢張りそれ等の開拓事業に使ひまして、彼等に勞役を非常に與へた結果といふものは、寧ろ彼等をして着實なる勞働の習慣に馴れて、其念頭に眞正の天命を悟つて、所謂世故に馴れて、是から眞面目にやりませうといふ觀念を起した者が少からぬこと、信じて居ります、又其事實を確に認めて居る、それに付て私が考へまするには、尋常の場合から考へて見ますると如何にも危険である、不規則なる所に、無秩序の中に彼等を取締つて行くのであるからして非常にチョット心配に思はれます、座つて考へると嘸ぞヒドクなるだらうといふやうな神經が起る、併ながら妙です、自然教育の美法といふものは實に大なるものであつて、朝から晩まで彼等が勞役に服してアトから督勵されて、非常に精力を竭して、さうして夜分に彼等が死人の如く疲れ果て、寝て、又翌る朝元氣を回復したかと思ふと又追使はれるといふ、其鍛練に慣れたといふものは決して悪い効果を現はすものでなくして、諸君の御承

知の通り人間の一番思想の上に發達し、道念の上に進歩するものは鍛練の功であり、學校に於て先生に講釋を聞いたり説教を聞いたりして善人になるものではない、其自然は黙つて居るけれども、自然の美景に感じて天に委ねられて居る五體を朝から晩まで十分勞働に服して、精神を込めて働いた其効果といふものは、實に完全なるエルマイラの其感化法に私は劣らぬ位の効果があるといふことを信する、斯かる議論を致しまするといふと今日の理窟に合はぬといふやうな議論が起ると思ひます、けれども段々自然法といふことを重んじて來る所の世間にもありまする如く、膳立ばかりやかましく言ふて小細工を用ひて人を善導することはナカク、むづかしいことでありますから我邦の如きは今日ナカク、良くなつて來ました、是からより多く自然法といふものが採用せらるゝといふことは近き未來に來るだらうといふことを信じて居ります、それは成るべく自由主義である、それで詰り行く中に言はれざる所の妙味があつて人を教育して行くといふことを認めますが、要するに規則正しい秩序の中にばかり置いた人は良くなるものでない、監獄といふ一定の場所に入れたばかりで必ず効を遂げらるゝといふ議論は、是は我々が全然九吞にすることは出來ぬかと思ひます、

素と記臆すべきは此時機といふことに氣を注ぎまして之を忘れてはならぬと思ひます、此大和民族の血を持つて居る者は寢ても起きても居られぬやうな際に當り

まして、其者が至誠を以て奉公の實を現はしたいといふ其情念を此際に發動せしめるといふことは、所謂噴火口の口を開いたやうなもので、今日の場合も最も宜しきものではないかと思ふ、又費用の點から云つても澤山の人夫を使ふに付ては、心配を致しますれば此不統一なる所のものを他境に送りましては色々な不始末を生ずるといふ心配のある上に、非常な金を之が爲めに費すことは諸君の御承知の通りである、斯様な場合に名こそ因人であるけれども、其人選の宜しきを得、其方法の宜しきを得たならば其一團を以て此等の軍夫の仕事に充てまするときは、其費用の上を經濟であるといふことは、少しく勘定の考のある御方は御分りの道理である今日我邦の囚人は六萬と申しますが、此中にどういふことになりませうか、勿論選抜しなければならぬ、私の監獄に於きましては丁度二十歳より四十歳の者が千四百人の内で八百人居ります、是が皆其勞役に耐ふるかといふことは言はれませぬけれども、併ながら年配の上から申しまするといふと其過半は之に充てることが出来るので、是は概算であるけれども全國の囚徒六萬の中必ず四萬といふものは私は選抜して軍夫に充てることが出来ると思ふ、モット辛く見積りまして色々罪質や何かで區別しますると二萬は必ず出すことが出来ると思ふ、其選擇の細かな方法に付きましては自ら當局者に成算のあることと思ひますが、大體

私は斯かる議論を持つて居ります。斯く申しますればエライ有頂天になつて、今日其當局の監督官廳より決して浮足になつてはならぬから、自分の立場に於て當面の職務に能く力を盡さなければならぬといふことがありますが、是は我々の最も敬承する所であります、亦さうなければならぬと思ふ、併ながら彼の旅順や仁川の僅ばかりの戦ひに勝つたといふて、有頂天になつて殆ど平生を失するといふやうな舉動のあるのは、唯り監獄官吏ばかりでなく、私共考へまして我邦の人民悉く斯かる輕躁なことではいかぬと思ふ、今度は五年や長くは十年は掛ると思ふ、其間に色々な心配があると思ふ、だから戦さに勝つことばかり考へて居ると大變違ふ、必ず負けることがあると思はなければならぬ、旅順でア、いふ勝利を得ますれば喜ばしくてゾツとして居られぬやうであります、併しさういふことで喉々人は一朝敗軍でもあつたならばそれだけ萎れて仕舞ふ、爰は餘程氣を注げなければならぬ、私は私の立場から見れば憤慨に堪へぬのであります、私は自分だけ憤重の體度を執る積りでありすが今日の此議論は固く信じて居りますから是だけのことを諸君の御耳を拜借いたしました

○茶話會所感

(明治三十七年三月本會茶話會に於て)

河野 教 誨 師 談 話

此茶話會も唯今小河事務官より御話がございましたが、段々此やり方が變りまして、我々の便利を得られるやうになると思ひます、從來各監獄の看守長が學校に見へて居りました爲に、此茶話會に全國の會員を多く集めると云ふ便利を得て居りましたが、今月よりは學校の閉ぢられました爲に、廣く會員を集めると云ふことが出来ないことになりましたのは甚だ遺憾でございます、併し又一方から考へて見ますると、東京の四監獄の會員たる人々が極く接近して、色々實務上の御相談をすると思ふことは、却て前日より便利を得ることであらうと思ひます。

從來此東京の監獄には私共も大分長く勤めて居りますが、地方から參つて見る人、或は又參觀の爲に全國を歩るいて居る人でございまして、東京と申しますれば、何れ立派な物が出来て居るやうに皆感じまして、さうして皆東京の監獄を見舞つて參ります、併し耻しいことには、割合に此東京の監獄と云ふものは、さう進んで居るやうにも見へない、全國の模範監獄たるべきでありながら其實を得ないこと云ふことは甚だ残念でございます、それで是から先々は成る丈一つ此四監獄の方々が相會して實務の御相談を腹藏なく致しまして、全國の模範監獄たる實を擧げ

致に流れて仕舞ふ、監督者の方から一致をさせやうと云ふ意味で起つたものであるから形式に流れて仕舞ふ、唯今お互が漸く遇囚上の一致を必要と自覺して希望して掛りました以上は事實の上には却て一致が仕易からうと思ふ、従前であつて見れば此三監獄の人が寄合つて話をしても、兼て定められた事に背いた事をして居ると、勢ひ之を隠さざるを得ない事情がございます、そこで一致を圖ると云ふことが實は出来ない、有體に御相談を遂げると云ふことが却て障りになる事情がある、それが今日であれば、規則の許す範圍に於きましては銘々が勝手にやつて行ける時代になつて居る、私の方では斯う云ふやり方をして居る、私の方では斯うである、お前さんの方では此やり方は餘り嚴格に過ぎる、或は緩に失して居ると云ふやうな互に非難を加へることも出来、又有體の話をすることも出来るからして、此遇囚の一致を圖ると云ふ希望が總ての人の頭に起つたならば、却て前日よりも一致をすることが易からうかと思ひます、果して此處遇の上に其緩とか嚴とか云ふ程度の一致が出来ましたならば、大きくは此行刑の均一を保つことが出来、小さく申して見れば不平を絶つと云ふことが出来る、ごちらにしても實に必要な事柄であらうと思ふ、どうか今日を初めとしまして、斯うしてお寄せ申した以上は、總ての取扱の上に於てどう云ふやうにして居るであらうかと云ふことを、御質しにも與り又御話も申上げて將來に事實上處遇の一致を圖ると云ふことに努

めたいと云ふのが私の一つの希望であります、

それから二つには此東京の監獄が他の地方の監獄に比して良い事もありませんが、又色々悪い事情もある、其悪いいと認める事情の中で、役人なり囚人なりの失態に付きまして起る感じと云ふものが、地方でございまして云ふと、非常に其失態をした場合には恥る念慮が比較的強いやうに思ふ、東京の人は總體先づ有體に申して見ると幾らかツウ／＼しくなつて居る、少しの失策をしても又之を人から見られても恥ると云ふ念が薄いやうである、それと云ふものは、畢竟此の如く多くの人が集合して、種々様々の複雑なる社會でございまして、非常に良い方面もあり亦非常に悪い方面もある、故に少々の良い事も褒めるに足らず、又悪しき事も左まで恥としないと思ふやうな傾向が東京全體の上に現はれて居りますからして、隨て監獄の役人の上にもさう云ふ感じが起つて來て居るであらうと思ふ、是は誠に我々獄務に従事する者の上に於きましては容易ならぬ缺點であらうと思ひます、成る丈一つ事を良くしやうと云ふのはごなたも希望する所でございますが、失態のあつた時に自ら之を恥ると云ふ精神が強くなるやうになりまして、是も亦一つの氣付きました事をチョツと申上げる次第でございまして、それから市ヶ谷の現状に付て申して見ますと、今度拘禁種類が改定になりまし

たに付て、大變市ヶ谷は迷惑を感ずる事情がある、或は他の監獄の御方も、此拘禁種類の變更に付て迷惑を感じて居る事情もありはしませう、そこは私共分りませぬ、私共自分の監獄に於ける迷惑の事情を一言御話したいと思ふのであります。」
市ヶ谷の監獄は御承知の通り拘禁人員が千二百人になつて居ります、さうして其種類と云ふものは、幼年囚の全部と、未丁年囚の全部と丁年以上に於きましては竊盜の再犯以下と賭博犯の全部、斯う云ふことになつて居ります、是が嚴格に集めましたならば、實は千二百人の定員に超へることはないのでございます、併し今日の實況を以て見ますといつても定員以上に超過して居る、此超過すると云ふことが勢ひ已むを得ざる事情であれば仕方ないが、實は已むを得ざる事情ではない、それが爲に市ヶ谷の治蹟を十分擧げることが出来ない、拘禁人員の定員に超へた爲に勢い總ての事が繁雜になつて参りますからして、どうしても比較的治蹟を擧げることが困難でございます、ナゼ超過するかと申して見ますと、東京監獄で犯數を詐つて居る者を送つて参ります、是が随分日々あります、此頃餘程東京監獄では嚴格に御調べになつて居るやうであるが、ナカ／＼其根を絶つことが出来ない、随分市ヶ谷へ行つて吐くと云ふ者が多い、で私共の考では東京監獄が之を無くすると云ふことが出来ないのを責めるのではない、是は囚人は物事を隠すに巧みな者であるから容易に無くすることは出来ない、又東京監獄は長く囚人を置か

ない所であるから随て役人が囚人の顔を見知ると云ふことは困難である、四年も五年も扱つて居た者であればそれは顔の見知りも出来ませうが、拘置監はホンの喉を通起すやうなものであつて僅かの期間しか居ないから、隨て囚人の顔を見知ると云ふことは困難であります、そこで東京監獄の役人が囚人の顔を知らないこと云ふことは決して無理の話ではない、市ヶ谷巢鴨へ行つて見ますと、従來長、扱つた囚人であるから誰か顔を見知つて居る、そこで市ヶ谷か巢鴨で前科が發覺することが多くなるのである、それで若し市ヶ谷へ送つて來た際に、前科の三犯以上あると云ふことを發覺致した時は、直ぐ之を東京監獄へ入監の手續をせずして歸へしまして、さうして巢鴨へ之を送還して貰う、斯う云ふことにしますれば此入監の手續丈が省けますから餘程事務の上にも便利を得ます、今日の所であつて見ると、現に其監獄の受くべき種類の者でない者を一旦收容して、之を又巢鴨へ送届ける、斯う云ふことになりませうから、一度入監の手續をすれば宜いものゝを二度手續をしなければならぬ、是は單り一課の名籍事務の上に繁雜を來すのみならず、二課も之に付ては困難であり、三課の作業上にも不便である、殊に教誨師な心に於きましては實に困難を極める、夫故にさうかして今日の取扱振りを此三監獄のお方が御相談下すつて東京監獄から市ヶ谷へ送つた上調べて見て、愈々是は三犯以上の竊盜犯である若くは未丁年として送つて來た者が二十歳以上である

と云ふことが發覺したならば、却て入監の手續をせずして東京監獄へ送還して、東京監獄からは毎日巢鴨へ便りがあるから送つて貰うことにする、斯う云ふことにしますれば事務が繁雜にならずして事が行届くことにならうと思ひます、斯う云ふ事が私は出来やうかと思ひますが、果して出来ないものならば致方ないが御相談したいと思ふ、此様に申しますと、それは執行の日が後れると云ふ非難もあるかも知れぬ、今日確定して市ヶ谷へ送つて来て、市ヶ谷で一日置いて調べて東京監獄へ送り還へす、又翌日巢鴨へ遣る、さうすると確定の日から執行に至るまで二日か三日無駄に潰れる、斯う云ふ非難が起りませう、併ながらそれは同じことであると思ふ、今日市ヶ谷へ引受けてから十日なり二十日なり執行して之を巢鴨へ送ることになりました、矢張巢鴨へ送る時に一日潰れます、さうして見れば、寧ろ初めに潰して置いた方が便利で後に潰すのは手数がかゝつて困る、是は

一つ諸君に御相談を遂げて見たいと思ひます。

それから今日御話申すことはホンの氣付きました事で一向筋も立ちませぬが、監獄には報告と云ふものが随分多くある、或は書面で之を本省に報告すると云ふことも規定で極つて居る、或は部下の人が典獄に報告すると云ふことも随分多くあります、所が今日の報告の事實を見ると殆ど効を成して居る報告は少い、受ける人も形式に受け報告する人も形式にする、其報告を爲すには多少の腦力と時間を

費す、而も其結果は少しも効を成さない、斯う云ふ事が今日の監獄の上にある、是等の事は成る丈實用を成す報告をして實用でない報告は廢めると云ふことに致したならば、手が省けて結構であらうと思ひます、是は私が今此事は廢めて宜いと云ふて具體的の御話は出来ませぬが、是は皆さんが御考へになつたならば随分無益の報告をして居ることがあらうと思ふ、そこで愈々報告を必要とするならば、報告する人も眞劍にし受ける者も眞劍に受けて貰ひたい、斯う云ふことになつたならば、報告が活きて働くので、各監獄の本省に對する報告も之に類することが多くあらうと思ふ、是も私は御相談を遂げて見たいと思ふ。

それから此監獄の在監人の感化と云ふことは、是は單り我々教誨師の責任ばかりでなくして皆さんも共に其責任を負荷して居られることに相違ございませぬが、今日まで在監人の感化治蹟の上に付ての話が多くございしますが、良い者と悪い者どに力が多く加つて居るやうであつて、其中間の者は割合にお留守になつて居る、是まで多くの典獄或は教誨師看守長と云ふやうな方から、在監人を感化したと云ふ高名談を聴くことは澤山あるが、其高名談は極く悪い者を良くした、斯う云ふ高名談が多い、或は私の方には斯う云ふ賞票を着ける者が幾人あるとか或は假出獄人が幾らと云ふて、善良の者が多く出たと云ふ話が随分ある、所が此人間は打遣つて置いたら良くなる世話をすれば良くなる、其中間にある者を世話

したと云ふ高名談は聞かない、詰り目前に迫つて来るものは總ての人が精力を費すが目前に迫らないものは等閑に附し易い、所で在監人の全體の者を見ると、極く良い者と極く悪い者は實は數が少ないので、良くなるやら悪くなるやら分らない中間の者が最も多いので、其中間の者を比較的軽く見て居る爲に、再犯防遏と云ふことが出来ない、そこで私は自分一人では悪い者を世話したり或は良い者の面倒を見て行くと云ふことは勿論の話であるが、其中間の餘り人の重きを置かない方面に比較的力を入れて居る積りでマアやつて居ります、是も監獄職員全體が一つ其重んずる所の方面を一變して成る大多數の人を感化して行くと云ふ御方針を執られることが必要であらと思ふ、そんなことは百も承知である、既に多くの人に平均して力を及ぼして居るからそんな注意は無用である、斯う仰しやる御方があるかも知れませぬ、若しさうであれば誠に結構であります、併し今日まで私共の聞及びました所では極く悪い者と極く良い者に力を加へるやうでありますから、私の聞及びました事が間違つて居れば幸い、若し間違つて居らないで、さう云ふ傾があつたと云ふことが事實でありましたならば、御反省を煩しいと思ふのであります

それから市ヶ谷には此頃幼年囚を收容してございます、此幼年囚は刑期が二ヶ月以下の者が多い、夫故に此幼年囚の感化と云ふことに付ては手も届きませぬが、實に困難を感じて居り成績も甚だ面白くない、此刑期の長短と云ふことは監獄の手心で違ふすることも出来ないからして、今茲で彼是言ふことは出来ないが、兎に角二ヶ月以下の刑期の者は世話をして不行届になるのです、夫故に我々此監獄に居る者が成る丈之を社會に訴へて、或は裁判官に注意を與へて、刑期を長くして貰うか若くは微罪の者は罰しないやうにして貰う、此二つの注文を申込むことは必要であると思ふ、ナカ／＼東京の裁判所などはチョット人の言ふことは聴かない、一人や二人の人が唱へましても聴いて呉れませぬ、成る大多數の人が心を一にしてさう云ふことを申込むと云ふことが或は其目的を達するに庶幾からうかと思ひます、是も皆さんの御心配を願ひたいと思ひます、詰らない事でございませぬ、唯二三點氣付きました事を御相談申上げるのでございます。



○戰爭は一の教訓者なり

冷 骨 生

戰爭は或意味に於て一種の罪惡なり。然れども戰爭其のものが直ちに罪惡なりとすれば、兩者共に其の罪惡を免かるべからずと雖も、其の罪惡は孰れか一方に歸せざるべからず。吾人は我皇の宣戰詔勅を奉讀し。又敵國の開戦布告を讀み、且つ敵國が東亞の地に其の羽翼を伸はし、到る處に擅恣横暴を極め、隣國の主權を蹂躪して帝國の存立を危ふし、彼れか餐饗の心は、世界を併呑するも尙ほ慳らすとするの狀勢を呈し。終に帝國をして世界公道の敵、人道の敵として、彼を膺懲せざるを得ざる運命を我に與へたるは、其の曲彼れにあつて我の正義たるは吾人の斷して疑はざる處にして。且つ又世界の公認する處たり。而して吾人は世界の平和と帝國の安全とを期せぬか爲めに幾多の同胞と其の資力とを失ふの不幸を蒙らざるべからずや

余は政談を綴るものにあらず、顧みて我監獄界を見れば同じく此の島國民思想の支配を受け、到る處割據的ならざるはなし、偶々臺灣に野蠻の遺物たる笞刑制採用せらるゝや、先輩小河氏は極力之れが非を論ずるも、一人の立つて之れに賛同するものなく、恰も我が領土以外の制度を見るか如く、其の冷や然たると水よりも甚し。吾人は既に臺灣に此の惡刑の發芽を見る、或は延いて本洲に蔓延するなきかを恐る、元來笞刑の惡刑にして、民に不仁なるは今又言ふを要せざるなり、若し夫れ此の惡刑にして、本洲に採用せられぬか、當に囚人に對して不仁なるのみならず、吾人刑獄官吏を侮辱する是より甚しきものはなし。斯の如く危險なる現象の目前に横はるも、尙ほ組上の螺螄となつて夢睡するは吾人の忍び能ふ處なるが、斯かる不祥の現象を見て、尙ほ昏々夢睡するは島國民たる思想の狹隘と、其の無智とを證明するものにあらずして何をや。

回顧すれば三十年來西洋文明は種々の點に於て著

らす、然れども盜賊か其の犯跡に依つて吾人に爾後の警戒上一の教訓を遺すか如く、戰爭は吾人に大なる教訓を與ふるものなることを記憶せざるべからず、而して其の教訓たるや多方多面に於てするか故に、逸々枚舉に遑あらずと雖も、最も大なる教訓は國民思想の一致と其の發展とにあり。由來我國は東洋の一孤島にして、國民的思想も亦其輩爾たる領土より大なる事能はず。殊に數百年間侯伯割據の制は、此の島國民の思想をして一層緊縮せしめたり、半世紀以前偶々往政維新の一大革新あり、全國を打つて一團となし、國民思想の歸趣を一にしたるも、因習の久しき、未だ以て其の陋習を一掃する能はず。此の島國民思想の滂沱たる處は、事々物々割據的にして、或方面より之を見るは、國家的觀念なく、國家的觀念なきが爲め、自身は世界の如何なる地點にあるかを知らず、殆んど組上の螺螄となりて、今や正さに熱火に投せられむとするも、其の危難を曉らす、區々たる島國民思想の上に一種の惡感情を加へ、蝸牛角上に在つて鬪鬪是れ事とするは、我が國民の狀體にあ

しく吾人を啓道したり、然れども國民思想の一致と其の發展とに於ては、未だ以て戰爭の力に勝るものはあらず、吾人は徒らに戰爭を好むものにあらず、則ち戰爭を好むものにあらずと雖も、然かも一戰爭毎に國民思想の一致と其の發展とに偉大なる効果あるを見ては、戰爭も亦國民啓道の教訓者たる事を認識せざるべからず。果して戰爭は國民思想發展の教訓者なりとすれば、吾人も亦戰爭に依つて、行刑思想の一致と其の發展とに於て十分の教訓を受けざるべからず、則ち區々たる感情汚習を一洗して、行刑思想の堅實と、其の發展とに努むる處なかるべからず、歐洲文明國の刑法典改正の動機が、何時も行刑實務家の唱道に出づるを見て、之れを我國獄界の闇寂として、夢魂の狀體にあるを顧みれば、幾多の感慨は、胸膈を劈かんとするものあり。嗚呼戰爭、戰爭、汝は偉大なる思想と其の發展とを斯界に與へよ

| | | | | | |
|----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 沖繩 | 二・三・四 | 富山 | 三・〇・六 | 岐阜 | 二・七・八 |
| 青森 | 三・三・三 | 大分 | 三・〇・六 | 宮崎 | 二・六・七 |
| 高松 | 三・三・三 | 山形 | 三・〇・五 | 鳥取 | 二・五・七 |
| 静岡 | 二・二・二 | 高知 | 三・〇・五 | 徳島 | 二・五・〇 |
| 京都 | 三・三・三 | 宇都宮 | 二・九・六 | 鹿兒島 | 二・四・三 |
| 福岡 | 三・〇・六 | 甲府 | 二・八・七 | 平均 | 三・三・三 |
| 福井 | 三・〇・五 | 福島 | 二・八・五 | 廿五年 | 三・三・五 |
| 金澤 | 三・〇・四 | 佐賀 | 二・七・六 | 廿四年 | 三・三・五 |

(備考) 宿料は勿論、特別手當等も包含せず

▲女監取締の現給

平均八圓七錢五厘、之を前年に比すれば、十三錢二厘の騰貴にして、其歩合は幾分か看守に優れり最高(大坂)は十圓、最低(和歌山)は七圓三十三錢三厘、此差額實に二圓六十六錢七厘、即ち看守の其れに比し七割高なり、平均點以上の監獄は一、九、其以下は三〇。

| | | | | | |
|----|--------|-----|-------|----|-------|
| 大阪 | 一〇・〇・〇 | 福岡 | 八・六・七 | 前橋 | 八・四・四 |
| 横濱 | 九・三・三 | 神戸 | 八・五・九 | 堀川 | 八・六・九 |
| 札幌 | 八・五・三 | 長崎 | 八・七・〇 | 大分 | 八・三・三 |
| 千葉 | 九・六・六 | 鹿兒島 | 八・七・〇 | 沖繩 | 八・三・三 |
| 前橋 | 八・五・五 | 名古屋 | 八・三・三 | 盛岡 | 八・三・三 |

た甚しと謂ふ可く、試に之を軍隊に例せば、其差恰も伍長と曹長との如きか。然れども之を以て直ちに、其監獄の繁閑を卜知せんことは、到底誤謬に陥らざるを得じ。蓋し現員の項に於て詳述せるが如く、所謂小監獄に在りては、比較的出入頻繁なるの常なるが故に、實際其監獄の繁閑を知らんとせば、更に動態的調査に依らざる可からず要するに、此事實は看守の負擔に關して、唯半面の觀察に資するに過ぎざるなり。

| | | | | | |
|-----|--------|----|-------|-----|-------|
| 東京 | 一〇・四・八 | 仙臺 | 八・三・八 | 福島 | 六・九・九 |
| 東海 | 九・七・七 | 佐賀 | 七・七・七 | 京都 | 六・九・九 |
| 廣島 | 九・七・七 | 長野 | 七・六・六 | 岡山 | 六・九・九 |
| 長崎 | 九・七・七 | 札幌 | 七・六・六 | 大分 | 六・九・九 |
| 横濱 | 九・三・三 | 山形 | 七・五・五 | 青森 | 六・八・八 |
| 大坂 | 九・三・三 | 岡山 | 七・五・五 | 松江 | 六・八・八 |
| 浦和 | 九・三・三 | 神戶 | 七・三・三 | 網走 | 六・八・八 |
| 名古屋 | 九・三・三 | 熊本 | 七・三・三 | 宇都宮 | 六・八・八 |
| 前橋 | 八・八・八 | 水戸 | 七・三・三 | 高知 | 六・五・五 |
| 山口 | 八・七・七 | 山形 | 七・三・三 | 宮崎 | 六・五・五 |
| 市谷 | 八・四・四 | 三池 | 七・一・一 | 鹿兒島 | 六・五・五 |
| 函館 | 八・四・四 | 岐阜 | 七・〇・〇 | 千葉 | 六・四・四 |

| | | | | | |
|----|-------|----|-------|-----|-------|
| 奈良 | 八・〇・〇 | 松江 | 八・〇・〇 | 秋田 | 七・七・四 |
| 徳島 | 八・〇・〇 | 佐賀 | 八・〇・〇 | 熊本 | 七・七・四 |
| 静岡 | 八・〇・〇 | 高松 | 八・〇・〇 | 宇都宮 | 七・六・〇 |
| 新潟 | 八・〇・〇 | 山形 | 八・〇・〇 | 福島 | 七・六・〇 |
| 長津 | 八・〇・〇 | 山口 | 八・〇・〇 | 青森 | 七・五・七 |
| 安濃 | 八・〇・〇 | 仙臺 | 八・〇・〇 | 阿木 | 七・五・七 |
| 勝野 | 八・〇・〇 | 廣島 | 八・〇・〇 | 水戸 | 七・四・五 |
| 勝野 | 八・〇・〇 | 山形 | 八・〇・〇 | 鳥取 | 七・四・五 |
| 金澤 | 八・〇・〇 | 甲府 | 八・〇・〇 | 平均 | 七・三・三 |
| 富山 | 八・〇・〇 | 福井 | 八・〇・〇 | 和歌山 | 七・三・三 |
| 京都 | 八・〇・〇 | 高知 | 八・〇・〇 | 廿五年 | 七・三・三 |
| 京都 | 八・〇・〇 | 高知 | 八・〇・〇 | 廿四年 | 七・三・三 |

▲看守一人に對する在監人

看守一人當りの在監人は、平均七人二分なり。尤も前項に所謂事務看守の八百餘人を加減せば、其割合八人に當り、之を前年に比し一人一分の増、即ち其分負擔を増加せる計算なり。平均點以上の監獄は二一、其以下は三六なり。最多、最少を比較するに、金澤監獄(最少)の看守は一人に付在監人四人を受持たる、に對し、東京監獄(最多)は實に十人の分擔に當れり。其懸隔も亦

| | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 甲府 | 六・三・三 | 安濃津 | 五・五・五 | 奈良 | 五・一・一 |
| 徳島 | 六・三・三 | 小菅 | 五・四・四 | 富山 | 五・〇・〇 |
| 静岡 | 六・二・二 | 鳥取 | 五・三・三 | 沖繩 | 四・七・七 |
| 和歌山 | 六・二・二 | 榑戸 | 五・三・三 | 福井 | 四・六・六 |
| 秋田 | 五・九・九 | 高松 | 五・三・三 | 金澤 | 四・二・二 |
| 新潟 | 五・八・八 | 高松 | 五・三・三 | 平均 | 七・三・三 |
| 宮城 | 五・七・七 | 盛岡 | 五・三・三 | 廿五年 | 七・三・三 |
| 宮城 | 五・七・七 | 盛岡 | 五・三・三 | 廿四年 | 六・九・九 |

(備考) 本表在監人は、本分監及出張所に於ける總數より、乳兒を除きたる年末人員なり、次表亦た同じ

▲女監取締一人に對する在監人

女監取締も亦た平均一人の負擔に於て、前年に比し一人二分を増せり。最多(堀川)十八人五分は平均點の二倍強に當り、而して最少(沖繩)二人三分の差は、恰も八と一との如し。平均點以上の監獄は二一、其以下は二八。

| | | | | | |
|----|--------|----|-------|-----|-------|
| 堀川 | 一八・五・八 | 熊本 | 三・三・三 | 横濱 | 二・〇・〇 |
| 佐賀 | 一七・三・三 | 京都 | 二・三・三 | 千葉 | 二・〇・〇 |
| 東海 | 一四・六・六 | 函館 | 二・三・三 | 浦和 | 二・〇・〇 |
| 岐阜 | 一四・〇・〇 | 札幌 | 二・三・三 | 宇都宮 | 二・〇・〇 |
| 徳島 | 一四・〇・〇 | 廣島 | 二・三・三 | 甲府 | 二・〇・〇 |

堀川監獄は四月以後の事實なり。
免職の欄(女)は女監取締の免職者なり。

本表を通覽せんに、比較的懲戒の少き監獄は浦和を最とし、名古屋、市谷、仙臺、熊本、徳島等之に次ぎ。又高松は其最も多き監獄にして、松江、三池、京都、神戸等之に次げり。殊に譴責の欄に於て、第一に注目せらるゝは、高松の二〇六即ち減俸と殆ど同數にして、他に比敵するものなく、而して一の譴責者なきは、唯東京監獄あるのみ。

〇三十七年度豫算に對する論評

會員 浦 舟 生

軍國多事の時に際し徒らに監獄財務行政に就き彼是辯難を試みんとするは少しく自重謙讓を欲くの嫌あるへしと雖も余輩の不明にして雅量なき敢て一言するの已むを得ざるものあり本年度豫算中余輩の理想と相反馳するものあるを以て聊か之に對して論評を試みんとす

曩きに監獄財務行政か國庫に轉移せし以來看守長以下の俸給額は漸次増加して他の一般行政官吏と同一の權衡に均霑せらるゝに至りたるは則ち監獄行政の一進歩にして人格尊重の上にて於て一段の色彩を放ちたるものと謂ふへく誠に監獄行政の爲め慶賀すべき所にして余輩は當局者か近代財政釐革の難局に處し斯くまでに幾多の艱苦に打勝ち熱誠に注意を拂はれたる事は余輩の際限なく感謝の意を表する所なりと雖も未だ余輩の理想に接近するまでに進まざるは亦以て恨事とする所なり
則ち本誌前號雜報欄に載せたる本年度配賦豫算の定律とも云ふべき看守長以下俸給平均額を閱するに數等の差異を附し甲乙配賦額を分別せんとするもの、如し實際の配賦が斯の如きものなるや否余輩は其内容を知らずと雖も果して斯かる定律の下に配賦せらるゝものとするは何んか故に差等主義を取りたるものなるか吾人は其理由を發見するに甚た苦まざるを得ず辯するものあり曰く土地の情況に據り等差を設くるものなりと何等の忘語ぞや若し土地の情況に依りて之れに等差を設げんか報

償の屬地主義たる大切なる原則を忘れて屬地主義を採用したるものなりと云はざるへからず語を換へて云へば材能人格を疎外したる沒常識の方法なりと云ふも蓋し一言の辯解なかるへし
或は土地の情況に依り生活狀態に難易の差あるは云ふを待たず若し夫れ均一主義の上に報償を與へ尙ほ土地の狀況如何に依り他と均等の生活を爲さしめんとせば普國の如く宅含料特別手當を支給し窮乏なからしめは可ならん且つ如上の主義に基くの結果は適當に人材を操縱すること能はず則ち屢々事實に表現せるか如く甲乙轉任の場合に於ては高級老練の士をして進んで之を優遇すること能はず而して後進の俊秀を上昇せしむるの途を閉塞し設令之れ等の場合にあらすと雖も場所に依り優遇に著大の懸隔を生ずべき奇觀を呈すへし之れ則ち人格優遇を基礎として各地均一主義に則らざるの弊害にして斯界後進誘導上の一大憂患たらざるはあらず吾人は此の憂患を除却せんか爲め且つ公平を維持せんか爲め均一主義を主張せざるへからず

今や斯道の士高潔にして黄金の魔力に眩惑せず超然孜孜々屹々として各職責を嚴守せらるゝの美德は近時道義頹廢せる俗世界には清流涇濁を抜くの概あるを以て看守長看守中に於ては其屬地主義たるご差分法たるごは意に介する人なきを知る然かれごも國家か人を待つごの法は公平ならざるへからず人格ご其人の技量は都鄙に據て其眞價を定むべきものにあらずと信するを以て聊か茲に論評を試みたり余は看守長にあらざれば又看守にもあらざるを以て余の言明する所は不平々間敷議論にあらざることば讀者ご共に自信する處なり

〇親證餘影 (二)

秋風春雨樓主人

〇上官の要訣 松平樂翁公の退閑雜記に「足あればこそ手は貴けれ、足なくば手もてありくべし。われこそは乘輿するものなりといへど、人ありてその輿もてばこそあれ、人みなはしり去りなば、こゝよりはひ出て、かちもて行くべし。山のいた

だ○き○も○籠○あ○れ○ば○こ○そ○、花○實○の○う○ろ○は○し○き○も○、根○に○こ○そ○あ○る○べ○き○と○あ○り○。荷○も○人○の○上○に○立○つ○も○の○は○須○臈○も○こ○の○心○懸○な○く○は○、叶○ふ○ま○じ○。官○に○上○下○あ○る○は○秩○序○を○貴○べ○は○な○り○。職○に○貴○賤○な○し○、業○を○別○つ○の○み○。

○勤○儉○の○子○弟○訓 ○東北の老農に石川理紀之助と云ふ人あり。彼れの平生子弟に訓ゆる所なりと云ふを聞くに、刻下國民一致して、勤儉を勵行するの秋に於ける、適切の教訓なるを覺ふ。今之を同人諸君の座右に呈するも、あながち蛇足ならざるを信す。

△一錢の儉約は十錢の徳 △入れぬ財布に出ずものなし △一斤の商業は一斤の黄金 △一圓の費を思はんより一錢の費を量れ △庖厨を小さくすれば家産を大きくす △懶惰は貧門の鍵 △精神の乏しきは囊中の空しきより猶貧し △美服は厨房の火を滅す △人生の大費は時間を費やすに在り △若年の時儉約して老年の時に使ふべし △延引は時間の賊 △寝て居て人を起すこと勿れ △遠國の事を學ふには先づ自國

の事を知れ △資金を力にして起す産は敗れ易し △金満家の息子は多く農家の權利を知らず △經濟は唯金銀を澤山に持つことにあらす △勤業の良結果は多く速成を要せざるに在り △農家にして蓄財を望まば耕地を貸付けて利を取れ △樹木は祖先より貸して子孫に返すものと知れ △人力のみにて成熟するものは永久の産と成らす △子孫の繁榮を思は、草木に培養することを以て悟れ △國の經濟を考へて家の經濟を行へ △豊年にも大凶作あり氣を付けて見よ △金錢は流に集むる事易くして能く使ふ事は難し △僥倖の利益は永久の寶にあらす 今日に實に、國の經濟を考へて、家の經濟を行はざるべからざるの秋也。今日吾人が軍資を供給するは、後世子孫に大國民たるの光榮を遺すの基礎なり。恰も、樹木は祖先より貸して、子孫に返すものと知ると一般也。官に居るものは、率先して勤儉せよ、寢て居て人を起す勿れ。

て之を失へり。予は予が品格を賭して而して之を損じたり。予は予が體力を賭して遂に之を失へり。其の結果として。予は予が獨立の天權を奪はれたり。予は予が自尊の氣魄を奪はれたり。家門の樂事今既に盡き、妻子の福因去つて還らず。回顧すれば、予は予が身心の幸福を、酒の爲に放棄せり。予は予が心性の全部を、酒の爲に泯滅せり。雷に夫れのみならず。現に是れ病源悉く發して、貧苦身に纏ふ。嗚呼如何せん、死に瀕して不運の家に棲む。オ、かゝる最後を見るならば、生れぬ前こそ勝しなりし。是れ會て米國禁酒新聞に載する所飲酒の害を詳悉して、復餘す所鮮し。今の時に於て、飲酒の嗜好を割いて、之を儉約の一手段とし貯蓄の實効を奏する、亦可ならずや。願ふに飲酒は人をして懶惰ならしめ、懶惰は人をして貧困ならしむ。故に飲酒は勤儉貯蓄の大敵なりと知るべし。之を言換ふれば、禁酒は勤儉貯蓄の門に入るなり。「下戸の建てたる倉庫なし」とは、上戸の負け惜みに過ぎず。天下の富は、下戸に待つこと多し。

○煨芋の茶媒 副島蒼海先生の伯爵に叙せられしとき「實のなき華の族となるは好ましからず。」とて辭されし由。先生の未だ華族の籍に入られざりしとき、昔の公卿や大名の華族達の來訪さるゝや煨芋を茶媒に出し、自からムシヤムシヤと喫しつつ「粗菓なれど召しあがれ。」と挨拶され、客も據なく食せしこと、まゝありし。と會て門人より聞きぬ。軍國の今日、紳士の家庭と雖も、質素の生活營むべき時節到來したれば、嗜昔の夜話を憶起し、黒田如水軒の鯛の骨を客に出し、肉を貯へし逸事ども、思出で、かかはものしぬ。

○模範細君 一家の生計を支持するの道に長じ、收入に相應したる支出を爲し。身分に準して衣食住の中庸に適ひ、奢侈ならず、吝嗇ならず、世間普通の交際を保ち。家内の衛生。子女の教育、僕婢の使役に至るまで、心を加へ。良人をして外に出て、其の體面を損せしむることなく。而かも平生無事の日に於て、萬一の變に備ふる儲蓄の方法を設け。一家愉快に其分を樂み、喜色と歡聲の内に、益々家道を榮わしむる者あらば、未だ家政學

を卒業せずとも、余は之を家政家と云はん。是れ理想的の模範主婦にあらずや。

○六勿銘 思へは恰も十年の昔、黃海戦捷の後五日、豊公の墓を阿彌陀の峰に拜し、序に武人として失敗し、詩人として成功したる、石川丈山翁の舊廬、所謂詩仙堂を洛北の林中に訪ふ。玄門の正面に、古木棘書の扁額あり、翁の自刻する所なり。當時の石摺を得て之を藏する久し。偶々展観するに、翁の日常行事の、規律正しく、質素勤勉なるを知るに足れり。因て試みに之を同人に告ぐ。六勿銘、勿妄丙王、勿忘棍賊、勿廢晨興、勿嫌糲食、勿變勤儉、勿惰拂拭、勿は禁止の辭、釋氏西教に戒を説くと同意。丙王は火神なり、火の用心を指す、次に盜の用心、次に早起の事、粗食の事、勤勉節儉は太平の世に移りてもかへまじき事、清潔の方法を怠らざる事、即ち六の戒を座右の銘一家の政綱とせり。時節柄之を猛省するの士あらは、幸甚。

○福翁の質素 我國文明の泰斗と仰かれて、世に隠れなき福澤諭吉翁が、生前金刀比羅宮へ詣てら

れし時、多度津港上陸の際、紺足袋に草履を穿ち、首に手拭を纏ひ居られしと云ふ。是れ明治二十五年の夏にして、最早耳順に近き老體なりし頃なるが、鏗鏘たること壯年も及ばず、世の俗塵に交りて、腰を五斗米に屈するを屑とせず。夙に東京三

田に閉居し、天下の英才を教育するを以て、無上の快樂とし、平生家に在りて、米を搗き溝を浚へ、攝生と勤儉とに注意すること、老に至りて少しも衰へざりしことは、この扮装によりても窺知るを得ん。今も昔も、名士偉人の心懸は、最も近易の處に於て、最も健全に活動すること、石翁福翁、三百年の後、各其軌を一にせり。(節抄録)

○家政の試験 名を憚れは記さず、然れども質譚なり。一判官あり、久留米市に在勤の時、富豪の愛女を嫁る。主人貧賤より榮職に任せられ、新世帯を立つ、奴婢を使はず、新婦をして薪水を自らせしむ。乳母來り助く、主人之を退く。乳母去て近隣に寓し、竊に新婦を助く。主人二人を諭して曰く、奴婢を雇ふて遣はしても、之を使ふの法を知らざれば、奴婢より仕事をして貰ふに過ぎず、故

に家事一通りは、自ら知りたる後にあらざれば、人を使ふへからずと、新婦をして毎日種々の仕事を習はしめ、一通経験せしめたる後、僕婢を雇ひしと云ふ、誠に有益なる良方と云ふ可し。

○短命の損害 杉亭二氏の説に由るに。壽命の短きは、獨り一人の損のみに止まらず、一家の損、一郡の損、一國の損なり。これ人間の死亡は、犬猫等に於けるか如く、夫れきりに放擲すること能はずして、人の厄介となればなり。殊に親の死亡は、其子の爲には誠に不幸なるものなり。親なき子供は精神亂れ易く、終には精神狂ふて、放火、乞食、掏摸等の悪事を働くに至るもの多しと。然り實に犯罪の卵は親の短命によりて發生すること多し。親たるものは、生前に於て、貯金、保險、殖産等を勵行して、死後他人の厄介とならざる用意なかるべからず。

○古新聞紙の功用 新聞の反古といへば、誰しも廢物視することなるが、是は大なる間違にて、活版に用ふる墨は、蟲の嫌ふものなるが故に。新聞にて衣服などを包み置けば、幾と樟腦と同じ効用

を爲すものなり、又新聞用の紙は、空氣を透さぬものなるが故に、夏中水を蓄ふるに、能く新聞にて包み、空氣の流通せぬ様になし置けば、水分長き間、蓄へ得るものなり。

○鋸屑の利用 獨逸に於ては、鋸屑を何かに利用せんと欲し、種々化學藥品を用ひて、實驗を試みしに、遂に板或は柱等に使用し得べき新材を作ること發明したる由にて、其新材は表面頗る硬固にして不燃質なり。加ふるに普通の木材より強く鋼鐵よりは軽くして、木或は諸金屬よりも廉價なれば、發明者は廣く世の需用に應せんか爲めに、盛んに製造所の設立を計畫せり。(以上二件東京物理學校雜誌抄出)



統計

明治三十七年二月末日現在全國在監人員表

| 刑房留置人 | 別房留置人 | 乳兒 | 前年二月末日 | | 前月二月末日 | |
|--------|--------|--------|--------|-------|--------|-----|
| | | | 增 | 減 | 增 | 減 |
| 五五、四九二 | 五五、四九二 | 九〇 | 一、二三一 | 七二六 | 五、五四五 | 二四四 |
| 七、八三〇 | 八、五五六 | 二六三 | 八〇七四 | 二九 | 一八五 | |
| 三三八 | 三七一 | 二六三 | 二〇三 | 四 | 五九六 | |
| 九〇 | 九四 | 六三、五七四 | 一〇一 | 四八九 | 二 | |
| 六四、〇六三 | 五九、八二四 | 五九、八二四 | 四八九 | 四、八七九 | 四、八七九 | |
| 六〇、一九四 | 五五、八二九 | 五五、八二九 | 一四四 | 四、三六五 | 四、三六五 | |
| 三〇、八六九 | 三三、三五五 | 三三、三五五 | 四九〇 | 四、七四二 | 四、七四二 | |
| 五七、四二六 | 五二、六八四 | 五二、六八四 | 四 | 五 | 二〇一 | |
| 五、五七七 | 五、六四一 | 五、六四一 | 四 | 五 | 六四 | |
| 一、〇六〇 | 八五九 | 八五九 | | | | |

明治三十七年二月末日現在全國在監人員表

| 刑房留置人 | 別房留置人 | 乳兒 | 合計 |
|-------|-------|-------|-------|
| 八六三 | 八六三 | 八六三 | 八六三 |
| 五五四 | 五五四 | 五五四 | 五五四 |
| 三 | 三 | 三 | 三 |
| 一、三一八 | 一、三一八 | 一、三一八 | 一、三一八 |

青盛福仙宮新富金福岐勝靜名安中長宇水千前浦橫築市

古瀧都

森岡島臺城鴻山澤井阜所岡屋津府野宮戸葉橋和濱鳴谷

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-------|-------|
| 五四〇 | 四二八 | 一〇九九 | 一〇〇六 | 五六七 | 九八一 | 三三一 | 四九四 | 三二三 | 七五五 | 七六八 | 九二一 | 九四七 | 五七七 | 一、四四一 | 七九〇 | 一、二六六 | 八七一 | 一、三一五 | 一、四〇九 | 一、二五六 |
|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-------|-------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 三四 | 二 | 二 | 三 | 九 | 三 | 二 | 二 | 五 | 二 | 四 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|----|
| 五〇 | 九四 | 一九四 | 三五九 | 五三 | 九三 | 五〇 | 五三 | 七三 | 五七 | 六二 | 三二五 | 七〇 | 五二 | 二四七 | 六五 | 一一七 | 一一六 | 一〇〇 | 一〇〇 | 七九 |
|----|----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|----|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 三 | 四 | 四 | 四 | 六 | 三 | 一 | 四 | 六 | 七 | 五 | 二 | 三 | 一 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 三 | 三 | 二 | 五 | 一 | 三 | 二 | 一 | 一 | 四 | 四 | 一 | 二 | 四 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-------|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-------|-------|
| 五九六 | 五二八 | 一、三〇三 | 一、三七四 | 五六七 | 一、〇四一 | 四三一 | 五四九 | 三九二 | 八三五 | 八二九 | 九九三 | 二、六八八 | 一、〇二七 | 六三五 | 一、六九九 | 八七一 | 一、三九三 | 九九八 | 一、四一八 | 一、三七〇 | 一、九五四 |
|-----|-----|-------|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-------|-------|

| | | | | | | |
|-----------------|---------|-------|--------|--------|---|-------|
| 誣告及誹毀 | 六四 | 四 | 六八 | 六九 | △ | 四九一 |
| 窃盜(次ノ三項ヲ除ク) | 一三三、三二三 | 一〇七二 | 二四、三九五 | 二三、九〇四 | △ | 四九一 |
| 物損 | 一八三 | 四 | 一八七 | 一八六 | △ | 一 |
| 田野山林牧場ニ於テ產物ヲ盜ム | 六八 | 二九 | 六八 | 一〇九 | △ | 四一 |
| 屋外窃盜(二三年法律第九九號) | 三九二 | 一一 | 四二一 | 四九四 | △ | 七三 |
| 強盜 | 四、二五九 | 一一 | 四、二七〇 | 四、二六九 | △ | 一 |
| 遺失物及埋藏物ニ關ス | 三六 | 一八七 | 三六 | 五、〇三八 | △ | 四 |
| 詐欺取財及受寄財物ニ關ス | 五、〇七七 | 一一二 | 五、二六四 | 五、〇三八 | △ | 二二六 |
| 贓物ニ關ス | 七〇五 | 四九四 | 八一七 | 七九七 | △ | 二〇 |
| 放火 | 一、九六三 | 二 | 二、四五七 | 二、四五五 | △ | 二 |
| 家屋物品ヲ毀壞シ及動植物ヲ害ス | 八三 | 二六四 | 八五 | 九一 | △ | 六 |
| 違警罪並ニ廳府縣令違犯 | 八七三 | 九二 | 一、一三七 | 一、〇六〇 | △ | 七七 |
| 其他 | 二、〇三二 | 三、三六六 | 二、一二四 | 二、一一三 | △ | 一一 |
| 總計 | 五二、一二六 | 三、三六六 | 五五、四九二 | 五四、二六一 | △ | 一、三三一 |

寄書

○在監人書籍購求に於ける所感

光弘 祐言

我國現今の監獄則に依るに囚人看讀書の範圍は修

身、宗教、教育及營業に關する書籍にして、一も缺くべからざる所なりとす、然れども之が適用を誤らば、其効なく却て弊害を生ずるに至るべし、抑も渠等囚人に於ても、人情は普通と大差なし、然れども自由拘束の別天地に禁錮せられあるを以て、勃然胸中に湧き出づるものは好奇心、誇負心、猜疑心、なり、故に看讀書籍に於ても、將來放免

後の目的如何を問はず、單に書籍目錄に依て、猥に新奇の書籍を求めて、娛樂に供し、或は自己學力に相當せざる書籍を求めて他人に誇り、或は身分に相當せざる高價の書籍を購ふて、高尚の志氣あることを装はんと企圖するは内容の事實にして既に所持木澤山あるにも係らず、規則上に於て購求權を與へられ以上は、買はんだけ損と云ふ有様にて、購求又購求、實に看讀書籍の爲に、出獄後生計の資に供せしめんため、恩惠的給與せらるゝ工錢を亂費することは、各監獄に於て見易き一の通弊なり、斯の如きは書籍看讀の趣旨に背反するのみならず、亦勤儉の美德を失ひたりと云はざるを得ず、我名古屋監獄の如き、最も縮少方針を採ると雖、拘禁囚人貳千有餘にして、就中從來の書籍購求者は、毎月四百五十拾人に下らざりし、此購求價額壹人平均金參拾錢と假定せば、壹ヶ月金壹百參拾五圓となり、之を壹ヶ年に積算すれば金壹千六百貳拾圓の巨額を見るに至れり、而して渠等放免後は、此書籍を二束三文に賣却し、又は偽名詐稱にて元の同房囚へ郵送差入を爲すに至る

は過去の實歴に徴して明らかなり、此を以て森典獄は、夙に之等の弊害を防止せん爲め、種々の方法を講せられ、吾人教誨師は教諭と個人精査に重きを置き、以て大に勵むる所ありし結果、年々に亂費者を減少し、今や必要の者のみとなりて、壹ヶ月に於ける購入出願者、僅かに七拾人内外にあり、又郵送差入書籍に就ては、一面所轄警察署に照會狀を發して調査を嚴にし、又一面には在監囚人に對して放免後書籍等の差入を禁遏せらるゝ趣旨を教諭し、以て此弊害を除くに至れり、然れども新陳代謝出入頻繁の大監獄にして、此弊害を除却するは、蓋し當事者の注意と、熱誠に依らざるべからざるなり、故に在監人に書籍看讀せしむることは感化上必要にして、其精讀熟覽の主義を執らしむることは、吾人の切に要求する所なれども當事者の注意奈何に依ては、亂讀好奇の弊害に流れ易きは數理の免るべからざる所たれば、寧ろ書籍の購求と差入を全廢し、官衙宜しく適當の官本を備へ置き、應病與藥的、之を囚人に貸與するのみに止めんが、實に當局の煩雜を辟くのみならず

蹟殊に良好ならんことを期し或は戒護益々森嚴たらんことを勉む事甚だ可なり吾人は之等の處要に關し百般の規則各種の方法を建つる本より非議するものにあらずされど斯の如くにして現今の實狀・結果一方を逸するの嫌ひなしとせず謂る頭を壓して其尾を逸するの傾きなしとせんや

見よ繁雜なる規則は囚徒を牽制すると云わんよりも寧ろ獄吏をしてその繁雜なるに堪へざらしむるの嫌ひなしとせず、由來千種萬別の性情を異にせる囚徒をして其の性能を詳にせず同一規則のもとに律せしめんとする本より其の非なること論を俟たず而も或る方面に於ては實際に其傾きなしとせんや、形式は終に形式に終り眞に彼等をして吾人が最終の目的に誘導する方法は終に茶の本畑に入り終れる狀況なしとせんや而して彼等囚徒をして活ける生命を興へ精神の天性を啓發せしむる教誨の感化は一方に於て抹殺せしむるの狀況なしとせんや、蓋し囚徒のみならんや繁雜なる形式の元に使役せらるゝ獄吏は己が精神の本性を斷たしむるに至る茲に於てか監獄は精神的死物を養成するの

人の某監獄放免後の話に、監獄で一番恐いものは教誨師である、又云々看守さへ甘く騙してさへしまへば他はお手の中で御座る」とは豈彼等を牽制する諸般の規則は彼等に於て何等の痛傷を感ぜざるにあらずや
働けば工錢がとれる、多少犯行的行爲があつても其時の工合一つでどうでもなる、三度の飯はたらふく食へる、夜業などは滅多になし、居食住には元より心配いらす、友は出來随分又樂みもあり、嗚呼吾人が豫想以外に彼等囚徒の多數は返つて監獄をして一種の樂園視するもの又宜ならずや、由來監獄は刑罰執行の處刑罰は懲戒を意味す懲戒宜しく嚴正にして彼等をして其の苦痛を感ぜしむべきなり然るに今や其目的にそわす返つて樂園視するに至る豈に如何ぞ其多數を選善に導き出さしむるを得ん
犯則あり懲罰に處せらる懲罰は宜しく森嚴にして幾多の苦痛を感ぜしむべきなり而も處定せる現代懲罰の方法眞に彼等をして懲罰執行の目的を達せしむべきか

處と稱せんのみ
由來規則なるものは一個の形式にして死物なり死物の規則を死物的に應用す何ぞ其効果を收め得るものぞ若其の規則をして活殺自在其の宜しきを得せしめんとならば先づ其の直接其任に當るものをして精神的修養の一日も忽にすべからざるの極力注意を促さざる可らず、極力注意を促すと同時に之が方法を設け少しく其餘祐を興へざる可らず其上位にあるものは比較的勤務の勞は少なくして下位にあるものは晨に星を頂き夕に月を踐んで歸る而も右に走り左に奔り繁雜なる形式の爲めに繁煩煩殺せらる斯の如くにして寸毫の餘裕を得ず終に半生をして形式の勞力に消失し去るは何ぞ修養的餘裕を得んや之れ吾人が第一當路者に一考を促す所以なり

第二 遇囚上理論と實際との懸隔

或る囚徒が放免後家人に語りたる言に「こんなまづいものを食てグヅ／＼して居るよりも監獄で安機に金儲けしてくる方が餘程ましだ」とは吾人が一警句として攻究すべきことにあらずや、又某囚

人あり云ん懲罰は衛生と相待たざる可らずと吾人元より衛生を等閑視するものにあらず、されど吾人が現代執行の方法返つて蛇の生殺しの感なき泥わす減食は七日を経る可らず暗室は五晝夜以内とす何ぞ夫れ制限を立つるの窮屈なる吾人が常識を以て彼等を律せんとならば大に不可なりと叫ぶものなり彼等の多くは常識を缺けり生來の處遇に於て大に變異なる經歷を有するもの眞に彼等を律せんとならば暫く彼等の心となり彼等の心となつて律せざる可らず若し彼等の心となり之を律せんには極力森嚴ならんことを望む極力森嚴にして尙懲罰を施し更に反省の意なくんは無期限により一層の嚴正なる苦痛的處罰を施すべきなり果して斯の如く彼等は懲罰に懲罰を重ねたる結果茲に初めて自非を醒覺するの機會に接近し來るべきなり教誨師は此機を失せず殊に熱誠の教訓を施し森嚴にして苦痛の境遇を一變せしめ頗る寛大の處遇を興へ兩々相待つて選善に誘導すべきなりとす
第三 本省發布の法令時に一の明文たるに過ぎずして果して實行を期し居らるゝやの疑ひある事

今其の唯一の例證として之を擧げんか昨年四月本省は教誨師醫師に對する待遇を期定せられたり而して既に一年後を経たる今日尙ほ全國未だ一人の奏任待遇者を出したるを聞かず蓋し之れ實際に其の價値あるものを認めざるによるならんも一日も遂に其の實行の速かならんことを望む吾人元より淺學不徳只教誨の任にあるも其末端を汚すのみ其の高遇を受くる夢想も思ひよらぬことながら未だ全國一人の高遇を受くるに價値せざるもののみとは餘りに明文の體面なきことにあらずや、眞に當路者諸賢が教誨の價値をして重からしめんには他より高遇を待するに値へすべき相等の教家を採用し一日も其の實行を期せらる可きなり然るに目今の如くんば反つて教誨の價値をして舊年よりも低からしめたるものと斷せざるを得ず由來教誨は神聖の聖にして其任に當るもの即ち一の天職なり天職に對し其待遇の等級を處定し處するに目下悉く判任待遇を以てす豈價値を低からしめたりと斷す又不可ならんや曾て小河事務官の三本尊説吾人は一の申譯け的の言解に過ぎざると信す

上來述ぶる處甚だ不遜の言辭を弄する如きも幸に其意を諒せられ敢て諸賢の一考を煩すものなり

○北海道の徒刑囚内地へ送還方廢止せらる

從來北海道所在の集治監に拘禁したる徒刑囚は毎年度の初に於て滿期に近づきたる者を内地に送還し、内地に於て放免し來りしも、之が爲めに一囚約十圓以上の經費を要し、少くとも毎年三千圓以上の押送費を要したり、然るに一面監獄經濟の窘縮を計るの一方法として且また今日同道に直接放免するも昔日の如く治安上危害を及ぼすの虞あらざるを以て本年度よりは之が送還を止め同道に於て直に放免することに爲れりと謂ふ

○看守の休職給に就て

戰時の爲めに召集せられたる看守に給するの休職俸は愈々客月勅令第七十五號を以て巡查看守俸給令の改正として發布せられたるが、實際休職給は用するの心掛あらむことを要す、尙假出獄上申に添付すべき書類の内裁判宣告書は抜抄にても差支なしと謂ふ、大部の判決書は之が爲めに大に謄寫の煩を省くを得べきなり

○佛國監獄作業種類

佛蘭西國各監獄本監に於ける現時の作業種類名の重なるものを擧ぐれば左の如し

織物用尺度 燈罩製造

胡桃破碎 燈火器製造

椅子製造 建築(但屋内にて製造するもの)

履物(編み上げ又は裏草付) 靴(釘付け又は糸縫ひ)

木製家具 靴(官司業)

控鈕 胸當

毛帚 唐木細工

毛帚(官司業) 鍛冶工

杖及蝙蝠傘 製細工

麻屑解撤 大工

各監獄の豫算範圍内にて該勅令に依り海陸軍より受くる俸給にして看守俸給より寡少なるときは其不足額に相當する部分迄支給するを得べきものにして、各監獄に依り支給の程度一様ならず、召集者少く俸給額多き監獄に於ては殆ど全俸給迄も支給するを得れども、亦召集者多く俸給額少きときは勢ひ或部分迄減少支給せざる可からず、多少の不權衡は已むを得ずとするも、近接したる各監獄は大凡そ或標準を定むるの必要ありとて東京附近に於ては不足額の看守俸給三分一以上三分二迄を支給することに協議したりと謂ふ

○假出獄

當局者の注意に依り先月以來假出獄者の數頓に増加し本月は全國を通じて二百四五十人の豫想にして毎月三拾人の平均なれば殆ど八倍に上ほれり、假出獄者の數多きは固より喜ぶべしと雖も上申の監獄を見るに大凡そ一定したるもの、如く、從來假出獄の上申尠なかりし監獄は今日に於ても依然として尠なく、不權衡は愈々益々其度を高むるの狀況なり、地方監獄の當局者は一般に普く之を利

- 第十七卷 第四號
- 紡績
 - 室內靴及ズック靴
 - 包ミ桶
 - 金網
 - 琉球撰別
 - 紐組
 - 煙管
 - 縹塗
 - 棕欄繩
 - 補綴
 - 硝子細工
 - 雨避け靴
 - 彈方機及車輪
 - 時計
 - 印刷(官司業)
 - 鐵製寢臺及家具(官司業)
 - 紙袋
 - 屋外勞働
 - 「メラン」保護會社の職業に従事するもの
 - 鐵製寢臺及家具(官司業)
 - 彫刻(木類)
 - 以上男囚に屬する分
 - 紙匣製造
 - 農具
 - 椅子(略彫に係る)
 - 紙匣製造
 - 家具
 - 生糸、洗滌、櫛梳、撰別、
 - 胸當製造
 - 庭園用器具
 - 生糸織
 - 胸當製造
 - 度器
 - 野菜の撰別
 - 編物及紡績
 - スバルト織、ココロ毛氈
 - 仕立職
 - 仕立職(官司業)
 - 糸織(羊毛織及木綿織)
 - 以上女囚に屬する分

○第一回に於て各監獄吏員國庫債券應募人員及金額は左の如くなりしこと云ふ

| 第十七卷 第四號 雜報 | 典獄以下 | | 看守以下 | | 合計 | |
|-------------|------|-------|------|-------|-----|--------|
| | 人員 | 金額 | 人員 | 金額 | 人員 | 金額 |
| 小菅 | 一八 | 七〇〇 | 三 | 七五 | 一一 | 七七五 |
| 東京 | 一四 | 一、〇〇〇 | 一 | 五〇 | 一五 | 一、〇五〇 |
| 谷 | 一九 | 一、四〇〇 | 三五 | 一、一七五 | 五四 | 二、五七五 |
| 鴨 | 二二 | 一、四〇〇 | 一三 | 七七五 | 三四 | 二、一七五 |
| 濱 | 二二 | 一、二七五 | 六二 | 一、八五〇 | 八四 | 三、一二五 |
| 和 | 一九 | 一、〇〇〇 | 二〇 | 五五〇 | 三五 | 一、五五〇 |
| 橋 | 一八 | 一、〇〇〇 | 五一 | 一、二五〇 | 七〇 | 二、二五〇 |
| 農 | 二五 | 一、〇〇〇 | 三九 | 一、五二五 | 五七 | 二、五二五 |
| 日 | 一五 | 一、〇〇〇 | 九〇 | 三、〇五〇 | 一〇五 | 五、三二五 |
| 宮 | 二六 | 一、〇二五 | 三〇 | 九五〇 | 五五 | 二、〇〇〇 |
| 野 | 一一 | 九五〇 | 二七 | 一、〇七五 | 三八 | 二、〇二五 |
| 府 | 二〇 | 二、六二五 | 三五 | 一、三七五 | 五五 | 二、〇〇〇 |
| 津 | 二〇 | 二、六二五 | 六〇 | 二、三七五 | 八〇 | 五、〇〇〇 |
| 屋 | 二七 | 二、八五〇 | 四四 | 七、三五〇 | 七一 | 一〇、二〇〇 |
| 岡 | 一七 | 六五〇 | 二四 | 八七五 | 四一 | 一、五二五 |
| 所 | 二二 | 一、〇〇〇 | 二四 | 二、二七五 | 四六 | 三、二七五 |
| 阜 | 一三 | 一、一七五 | 二四 | 一、〇五〇 | 三七 | 二、二二五 |
| 井 | 一四 | 七二五 | 五〇 | 一、六七五 | 六四 | 二、四〇〇 |
| 澤 | 一七 | 九〇〇 | 七一 | 二、三七五 | 八八 | 三、二七五 |
| 山 | 二二 | 一、四〇〇 | 三一 | 一、五五〇 | 四三 | 二、九五〇 |
| 湯 | 二七 | 一、四〇〇 | 四三 | 八〇〇 | 五〇 | 二、二〇〇 |

長)高木典獄西元奉龍氏(小菅教務所長)及千葉盛
獄教誨師小河事務官の講話ありて中々に盛會なり
し

茶話會をして俱樂部組織に爲す事は豫て本會の企
畫する所にして今日未だ十分の整備を告げたりと
謂ふに非ずと雖も本月第一回の經驗に依れば存外
に面白き會合を遂げたりと思はる、尙愈々益々此
會合をして有益に且趣味饒からむことを努むべし

○東京出獄人保護所移轉

原 胤 昭

當保護所使用敷地神田區南神保町八番地は市區改
正のため九段坂通り擴張道路線に當り移轉するこ
ととなりたるにより豫て婦人出獄人保護所の用に
貸下げ許可を得たる官有地神田區元柳原町三十番
地へ改築移轉し主管者は之に居住し事業を管理せ
り建築落成の上は當所には婦人出獄人を收容する
なり

次に男子出獄人保護所建設の筈なれども時變のた
め準備未整につき目下當所附近に假寄宿所を置き
之に收容せり、其一、神田區佐久間町三丁目三十
七番地に置けり

元柳原町の建物

當營繕工事は總て從來當所にて保護したる出獄人
にて正業に就き目下東京に居住し獨立自營し妻子
をも有する各職工の手によりて營みたり

- 大工 石工 鳶方 左官 土こね 建具工 指
- 物工 馬車運搬業 澁屋 鐵工 煉瓦工 表具
- 師 ベンキ職 瓦職 土工

疊職、家根葺の二職を飲くのみ、大工棟梁は、横
山専次郎氏なり勿論工事中大器械を要する地形の
如きは清水土木組へ、又土地の慣例ある建前鳶方
は町内の鳶方よ組へ托したるものなり

全般の工事監督は有名なる耐震家屋専攻家の米國
建築學士、伊藤爲吉君に囑托したり、君は當事業
のためには強き同情者にして創業に於ける被保護
人の就業には大なる力を與へられたる仁なり

水道、瓦斯

水道と瓦斯は文明生活の要具なりとは瓦斯會社の
廣告に屢は承る處なるが用ひ得て真に其言の實を
知り、人家稠密なる市街の中に此の大家族の居
住を得るには最も便利を得たり、此建物は被保護
人は五十名を收容するに優なり、主管者の家族と
もに六七十人の家族なり

瓦斯熱氣を用て薪炭に代へたり未だ使用後日尙淺
く用途も少量なれども便利と經濟には確かに益あ
るを認むるなり追て精細の實驗報告を公にして同
勞諸君の御參考に供すべし

東京市は當事業を公共事業として給水料四分の三
を免除せられたり、東京瓦斯會社にても同じく瓦
斯料金の二割(燈火用)二割五分(熱氣用)を減せら
れたり(圖は略す)

○神戸出獄人保護

村松淺四郎君の主管せらる、神戸出獄人保護愛憐
館にては追々事業整理し被保護人も従來は十五六
名を限り居られしが近くは七八名増加し、寄宿家
屋の狹隘を告げ目下擴張に盡力中なりと

○秋田出獄人保護所近狀

第十七卷 第四號

雜 報

▲同所は昨年三月に至り永遠維持の計畫を立て財
團法人と爲し同七月十日司法大臣の許可を受けた
るが現在の役員は左の如し

- 理事 松本 教意 杉山四五郎 野口 能毅
- 村山 茂真 榊田清兵衛 江澤 精造
- 三神 正健

會計囑托 長山 武治 主事 川村 養助

▲基本金及其増殖方法 現在金額八百五圓あり年
年貳百圓(縣補助金の内)と其他臨時の寄附金ある
場合は悉く之れを基本金に編入して漸次其増殖を
圖れり▲維持費 昨年度より縣補助金一ヶ年金七
百圓つゝ五ヶ年間下附を得たるに因り其内毎年五
百圓を以て經常費として本事業を維持しつゝあり

▲被保護人 收容出獄人總員七拾七人にして罪名
は強盜五十九人詐欺七人放火一人貨幣偽造一人
公文偽造三人毆打其他六人なり而して之を犯數別
にすれば初犯三十二人再犯拾五人三犯八人四犯六
人五犯四人六犯以上九犯にて拾二人なりとす▲成
蹟 保護所寄宿就業者は九人中中に居住獨立自活
者十四人親戚縁故へ歸れるもの三十四人逃亡犯罪

行大なる利益なりといふ

法令

二十人なり△就業方法及賃金 被保護人は適當の雇主を求め日々通勤して其働きに従事せり賃金は大概一日貳拾五錢より三拾五錢位迄なり△生活費 食料は一ヶ月四圓平均にして居室の炭油代貳拾錢平均何れも實費を以て其他炊事費用雜費一日壹錢五厘つゝ計金四圓六拾五錢平均は被保護人各自の負擔として收入賃金の内より之れを支拂せしむ△被保護人の信用 被保護人が窃盜犯嫌疑を受けたること屢々ありしも其度毎他より犯罪人檢舉せられ近來は被保護人を疑ふものなき模様なり又創立以來雇はれ先きに於て他の物品を竊取せるもの殆ど無かりし爲め(一人を除き)勞働者を要する向は安して被保護人を雇入るゝに至れるは同所の幸とする處なり△被保護人に對する同情 秋田病院は創立以來今日に至るまで病めるものに對して懇に施療せられ野目警部長小西技師江澤典獄等は雇人を要する毎に被保護人を使役して獎勵慰撫せられ神谷津本兩監獄教誨師は時々臨場して教誨せられ菅沼銀次郎氏は勉勵者に對して金品を惠與し獎勵しつゝ被保護人を雇入れらるゝ如きは事業の進

勅令第六十一號 三月七日
警察監獄學校官制は明治三十七年三月三十一日限り之を廢止す
勅令第七十五號 三月二十四日
巡查看守俸給令中左の通改正す

第五條の二 戰時又は事變に際し陸軍又は海軍に召集せられたるが爲休職を命せられたる巡查看守の陸軍又は海軍に於て受くる俸給又は給料の額休職を命せられたる當時の俸給額より寡少なるときは其の不足額に相當する金額以内の休職給を給することを得

閣令第一號
官吏遺族扶助法施行規則中左の通改正す
明治三十七年三月十九日
内閣總理大臣

第七條 官吏遺族扶助法に依り扶助料を請求する者は其の請求書に戸籍謄本及第一條乃至第六條

に掲ぐる書類を添へ住所地の地方長官に差出すべし
第六條 削除
司法省訓令第二號
監 獄
軍法會議の處斷を受け地方監獄集治監に拘禁せらるゝ者は所斷地若くは着船地又は本人所在地に接近したる監獄に囑托婦女に係る費用は一日一人金貳拾錢の割を以て陸軍省へ請求すべし
明治三十七年三月二十四日
司法大臣 波多野敬直

(以上三月二日內務省)

叙正七位 從七位勳六等 神尾虎之助
同從七位 正八位 川口 雄朗
同 上 同 鈴木 信彌

(以上三十七年三月三十日)

譯 無告及横行の兒童に對する家族生活

紐育州慈善保護協會幹事
ホーマー フォルクス

第一章 無告の兒童

此の論文を稿するの予は自ら此等の無告の兒童に對する處遇問題として家族生活を採るべきや若くは或組織事業を採るべきやに就て姑く論議することを避けんと欲す何となれば予は既に其論點を

して家族生活に基すること定めればなり是れ亦實に衆議の歸する所何人と雖も家族生活を望まざるものなきの狀況あるを以てなり而して論點を

叙任辭令

叙正六位(二月二十九日) 從六位 赤星 典太
陸叙高等官五等
警察監獄學校教授正七位 留岡 幸助

同 高等官六等
從七位 小秋元三八吉

三級俸下賜 警察監獄學校教授 留岡 幸助
六級俸下賜 同 小秋元三八吉

茲に定めたる以上は尙進んで此の保護を要すべきもの、中最も多數を占むる無告の兒童に就ては如何なる手段方法に依る可きや且其設計は如何に安否有効なるものあるかを論せんと欲す是れ本論の主眼とする所なり

此事業の成効の如何は専ら適當なる家族の選擇の如何に在て存することは千古の確言たりと謂ふべきなり今此の家族分配の制度を採用するときは人民の各種族は一般に其寄宿を志望することを得べきを以て市街に在る者と田舎に在るものとを問はず貴賤貧富節制の念ある者放縱なる者徳義心ある者不徳なる者とに拘はらず總べての階級に屬する善者悪者悉く其の志願人たるに適せざるはなし而して此等の人民の意思は又其性質に於て不同なるが如く一方に於て純粹無垢の良民あるが如く他の一方に於て惡魔の如き私慾に富みたる者もあるべし是を以て先づ第一に必要とすべきものは此等の望む可からざる志願者中より信任すべき相當の者を得るの方法如何に存することは是れなり

ものあり一は即ち屢々説述するが如く家を選択することの必要是れなり第二は選擇の方法及原則に於て絶對的に缺乏環瑾あることは是なり今日の現況に於ては男女に拘はらず何人と雖も醫師書記及隣人等二三の者より此者は善良なる性質を有するものなりとの證明書を携へ家族分配局に至れば其の兒童を受取ること甚だ容易なるべきなり若し其の人にして衣服を端正に纏ふあらば放縱ならざるものと認め必らずや親切心あらんものと想像を抱かしめ僅に一回の談話を試みたる後直に其夜は兒童を自己の家に寄宿せしむるを得べきなり殊に其兒童にして院内の暴れ物厄介物視せられ他に送らんことを希望したる者に係るときは好機失ふ可からずと爲し速に之を許し主管者は之を以て恰も自己は能く兒童の性質を看破し適當の處分を施したりとの念を抱き得々の色あるもの、如し此の如くして撒布播種したるもの焉んぞ能く良地に培養せらるゝものあらんや然れども比較的其失態を招かざる所以のもの寧ろ多とすべきのみ中には確かに堅傍礪礪の地或は荆棘の中に此等の種子を撒布

せらるゝもの少なからざるべし而して播種者は再び之を顧みることなくして唯黃麥の空想を書き取獲の甚だ多きを自から祝するに過ぎず而して其實一方に於ては此等の纖弱なる植物は礪礪の地に萎凋し或は繁茂せる荆棘の中に無益に萌芽を出すあるのみに過ぎず

らずや
先づ其の兒童を收容すべき人は節制正直及懇篤なる性質を有せざる可からざるは論なし唯如何にして之を確認すべきやの問題に在り固より吾人は一回の面接若くは單に其の家を訪問し或は手にしたる證明書若くは紹介狀の如きものに依て全く之を信任し能はざるなり然りと雖も遠く離れたる所に赴き其紹介狀の眞偽を穿鑿する能はざるは無論のみ故に其の家族の狀態を詳細知悉せんと欲せば宜く多少の年月彼と交りたる者及之を知りたる者に就て聞く所なかる可からず此の穿鑿方法に就て最も簡易とする所のものは眞實を語り得べしと信する人即ち虚偽の言を放てば忽ち相當の利得を失ふ者に就て事實を探るに在り此の如き意見を以て吾人は豫め其の志願者の獨立生計を營みたるの狀況より其近傍に生活したる人民の姓名等を詳知せざる可からず而して此等の人民に對しては照會狀を發し回答の眞偽如何は全く可憐なる家なき兒童の安全如何に存するものなることを附記し尙照會に係る人物は吾人の全く知らざる所にして且知るを

此の如き家族生活に於て最も危険とすべき敵は管理の不注意なるより恐るべきものはなし此の如くして分配せられたる兒童の多數は僅少の教育を受け人道の守るべき本分に就ては一も知得する所なく唯少しく頭角を顯はす者あらば偶々以て新聞の材料たるに過ぎず故に家族分配制度は益々不信用を來たし一般公衆の感念にして警戒を加へしめ若し夫れ新に此の如き組織を創設せんと欲するものあるも財囊は益々緊縮して容易に其の費金を出さざるに至るべきなり茲を以て予は今躊躇する所なく無數の處より適當の者を選択する方法に就て略説する所あらんと欲す是れ實に家族分配局の努むべきものにして無告兒童の朋友保護者として此事業を企てんと欲する者の須く注意すべき要件な

るなり
先づ其の兒童を收容すべき人は節制正直及懇篤なる性質を有せざる可からざるは論なし唯如何にして之を確認すべきやの問題に在り固より吾人は一回の面接若くは單に其の家を訪問し或は手にしたる證明書若くは紹介狀の如きものに依て全く之を信任し能はざるなり然りと雖も遠く離れたる所に赴き其紹介狀の眞偽を穿鑿する能はざるは無論のみ故に其の家族の狀態を詳細知悉せんと欲せば宜く多少の年月彼と交りたる者及之を知りたる者に就て聞く所なかる可からず此の穿鑿方法に就て最も簡易とする所のものは眞實を語り得べしと信する人即ち虚偽の言を放てば忽ち相當の利得を失ふ者に就て事實を探るに在り此の如き意見を以て吾人は豫め其の志願者の獨立生計を營みたるの狀況より其近傍に生活したる人民の姓名等を詳知せざる可からず而して此等の人民に對しては照會狀を發し回答の眞偽如何は全く可憐なる家なき兒童の安全如何に存するものなることを附記し尙照會に係る人物は吾人の全く知らざる所にして且知るを

要するものなりとの旨を通ずることゝ爲さば依て以て得たる所の回答は十分に信認するに足るべきものなり然るときに村役場の書記は其の俸給を減せられんことを恐るゝが爲めに眞實を語り雜貨商は得意の減少を憂ひ治安裁判所は俸給の減額を恐れ郵便局長は其位地を失はんことを恐れ何れも皆眞實を吐露するに至るべきなり種々の通信者より或は醫師名簿に依て之を捜出し或は宗派年鑑より或は市町村吏員名簿より或は曾て安全に寄宿せしめたることありし經驗者名簿より若くは或社會に於て最も尊崇せられたる人の名簿より索引して以て其の通信を爲すべきものとす而して其通信事項は少くとも左に掲げたる六事項に就て尋問照會を爲すを要す

- 一、A君は最も節制克己の性質を有するものなるや否や
- 二、彼は懇篤温順の人なるや否や
- 三、彼の一家の財政上の状況如何
- 四、其の家庭は愉快なるものなりしや否や
- 五、總ての點に於て兒童の保護を托するに足るべき

きものなるや否や

六、此の他尙吾人の決定を與ふるに有力なる參考となすに足るべき特質あらば之を明示せられたし

三千人以上の志願人に就て此の如く綿密なる檢定を遂げたるの後中七百五十八は實に次の如き回答に接したるものとす曰く若し後日嚴正なる監督を行ふに多く道徳上不適任なることを暴露し其の穿鑿の不十分なることに就ては吾人は責を負ふこと能はざるなり云々

然れども道徳上の性質は固より此穿鑿の主要なる目的なりと雖も之を以て吾人の事業に於ける唯一の標準と爲す可からず絶対的に之を必要とするは勿論なれども此他尙極めて重要なる事項の存するを忘る可からず實に吾人は適當なる決定を下すの前先つ其收容すべき家の周圍の状況に就て深く精査する所なかる可からず即ち次に示す所の問題を志願人に送り以て之が回答を求め調査の材料と爲すを要す

- 一、家族者の姓名及年齢

- 二、被備者の年齢性質及習慣及彼等は家族と共に食事を爲すや尙同一の家に宿泊するや否や
- 三、家族主宰者の職業農夫なれば地主なるか或は小作人なりや農園の面積及生計の資本額幾何
- 四、最近の寺院より幾何の距離を隔るや何宗派なりや家族は正確に教事に列するや
- 五、公立學校よりの距離、何ヶ月間學校は開始せらるゝや兒童をして全期間通學せしむることを得べきや

六、家族は曾て慈善組織の者より兒童を收容したることありしや

七、希望に係る兒童の年齢性格及性質

八、兒童は家族と共に食事を爲すべきや何人と共に睡るべきや一般社交上の集會には家族と共に待し其他凡の點に於て家族の一員として待遇を受くべきや

九、兒童を收容せんと欲するの希望を抱きたる主要の原因如何

之に依て得たる回答は頗る信を措くに足るべきものと信ず何となれば虚偽の言は寧ろ道徳上の下

劣を表示するを以て之を發表するに聊か躊躇する所あるを免かれざればなり今茲に道徳上の點に關係する所なく他の實際の状況よりして其志願を拒絶すべきものゝ一例を示さん前述の問題に依り志願者は必ず其收容すべき兒童を選擇して之を指示せざるべからず是を以て次の例は吾人の決定を與ふる所の方法として之を説明すべし若し其の志願者にして農夫の業を採り兒童一人もなく且被備者もなく百「エークル」の面積を有するの農場を所有し且其希望とする所は男兒に在りとするれば是れ即ち學校に通學せしむることなく過度の勞働を與へ強壯なる兒童を備使するの感念に出でたることを想像するに餘あるべし若し又十二歳或は十四歳の女子を希望し家族と共に食事を爲さしめずこの意思を主張するときは尙又同家族内に備僕ありて家族と共に食事を爲さるゝの状況なきときは吾人は其の女兒と下僕とは臺所に於て食を共にするを以て自ら主婦の目を偷み交際親密となるの状況に陥るべきを想像するに難からず志願者の状況にして此の如しとすれば如何に道徳上の點に於て善良な

りとは云へ之を拒斥せざるを得ず若し此の如きものを認容したるときは家族分配制度に就て離る可からざる一大弊害の惹起するあるを免かれず若し又善良なる性質を有する家族にして數多の兒童あり大なる農場を有し下男二人を傭使すれば下婢なるものなく十二歳の孤女を希望すとせば其の道德の點に於て善良なりとの同一の通信他にも尙存在するものありとするときは之を許容すること亦何等の妨げなかるべし

予は以上の例と同じく尙此の如き家族に在ては家族生活上眞に兒童を收容することを必要とするものにして最も満足なる効果を得べきものなることを信ず則ち兒童なき両親の家若くは兒童は既に成長し他に赴き其家に存在せざる場合若くは只男女の兒童何れか一性のみを有するの家若くは愛兒の死して之が代替兒を希望したる場合の如き是なり若し既に其家族内に十歳の小兒ありとすれば茲に同年齡の兒童を置くの不可なることは明白の事實なり收容の原因は必ずや隸僕として勤仕せんことを希望するに在らん此二兒に對する家族の態度は

依て得らるべきことを示したりと雖も是のみを以て固より十分なりと爲さざるなり尙家族の情況にして不明に屬するもの少なしとせず是等は單に通信照會に依て總べて家族の狀態を詳知すること能はざればなり是を以て先きに視察者若くは經驗者に依て一たび視察を受けたることなき家には決して兒童を配付す可からず此の訪問視察は最も注意して目と耳とを以て暇餘行ふべきものにして通信の有力なる材料と爲るべきものなり而して尙近隣の狀態も亦感化を享くること莫大なるものあるを以て之に就ても考慮を費さざる可からず近隣の感化力は實に強大なるものにして其の如何は殆んど家族の感化力の次に位し薰育を興ふること少なからざるものなり若し夫れ此の訪問の記事にして注意して記され且之れを先きの照會と共に合して参照すれば十分なる記録を得るに至るや必せり此の如く綿密なる記録を得るに及んでは一朝にして其局に當りたるもの遠路穿鑿に赴きたる後若くは他の事業に移轉したる後と雖も後任者は直に之に依て十分信すべき説明を聞くを得べし即ち此の記録

全然區別を爲すに至らんこと必せり若し農夫の子にして五六歳なりとせば極めて安全なりと雖も同年齡の男子を收容するの意思は多くは茲に存するを免かれず是れを以て如何なる場合と雖も學校に通學せしむるの約束は明白なるを要し且嚴に之を勵行せしむる所なかる可からず若し又其の家族に於て十歳乃至十二歳の女子ありとせば茲に同年齡の男子を配分するは最も不可なりと謂ふべし男女其の性を異にするに従ひ自から家庭の和氣を傷ふに至るは明白の事實にして殊に幼少の時よりして同一家族に養育するに非ずして少壯年の時に臨んで遽かに同居せしめたるときは最も然りとす現に或人は其家の兒童にして極めて嬰孤に非ざるよりは反對の性格の兒童をして收容せしめざるを唱へたり然りと雖も女子を有する家にして之より少しく年少なる男子を置くの必要なること亦明白に非ずや如何なる年齡の兒童は最も安全なりや其範圍限界は宜しく經驗者と注意深き監督者との協議に依りて獨り之を決すべきなり

分配すべき家の穿鑿に就ては吾人は今通信照會に

の主たる目的は家の選擇を十分ならしむるに在りて獨り之に依て不實の非理を免るゝのみならず尙分配兒童の監督上信すべき判斷資料を興ふること大なるものあるに依るなり

兒童收容志願者の回答に係る所のものとは全く形而下實質的情況に止まるものにして近隣の狀態は唯僅かに道德上の如何に關するを以て視察者の注意は全般に亘らざるべからず吾人は此の如くして其兒童に對する家を選択するものとす然りと雖も予の上來陳述したる所のものは人性の特質及家族の情況を知る上に於て僅かに其の一小部分を示したるのみに過ぎずして尙明知するを要すべきもの綽々として大部分を占むるあるを記せざる可からず

吾人は此の如く細心注意して其家を選択し而して後始めて能く此の事業に着手することを得べきなり然れども根本的の變化は時として此等の家族を襲ふことなきにしも非ず家族に對する兒童の關係は茲に於てか變化を受け兒童も亦從て不良の交際を結ぶこと尠ならず學校若くは寺院への通勤は

自から怠るに至り其他の障碍物は當初の穿鑿に於て認識することなく横はりて兒童の發育を妨害することあるに至る是を以て分配兒童の監督は極めて必要なるものとす此監督の方法は熱心なる視察者に依て不時に視察を爲すを可とす而して其の視察訪問の度数は寄宿兒童の年齢と其の養親の協力の度如何とに依て自から異ならざるを得ず然りて雖も毎年其の訪問は決して一回より少きに下る可からず通常三回若くは四回尙其以上なるを要す訪問者は固より同情堅固の志を有し熟練の經驗者に非ずんば其効を收むること能はざるや論なし或は兒童の非常なる危険の情態に陥るも尙之を以て安全なりとの誤想を抱くもの多きは豈慨すべきに非ずや總べて此等の事情は卓越したる盡力者の手腕を藉るに非ずんば適當なる處置を爲すこと能はざるなり故に視察者を採用するに當ては最も注意して撰擇を施し之に十分なる報酬を與へ且其の事業に對して極めて廣汎なる自由を與へ特別の事情あるに非ざるよりは若干の期間其任に當らしむるを要す

なからざるべし

地方有志訪問者の補助も亦相當の家を穿鑿すること并に監督の上に就て非常なる價值を有すと雖も相當の人士を缺き殆んど常に間歇する所の事實あるを以て加ふるに其の訪問者は屢々地方の利害に依て動かされ若くは隣人知己の好意を失はんことを恐るゝの結果之が爲めに著大なる成績を擧ぐる能はざるものゝ如し卑見に依れば之を以て僅に有給視察者の穿鑿并に監督に對する補充として認むるに過ぎざるなり

何人と雖も上來陳へ來りしが如く家を撰擇し方法及監督の方法等に就て聞きたらん者は必ずや餘り繊細精緻に過ぎたるの感を抱くに至るべし而して尙之を以て此の如き複雑したる種々の企畫設計を實行する上に就ては不可能に非ざるも要するに實行す可からざるものならんとの思想を抱くに至るべきなり然れども予は茲に一の注意を要すべきものあり若し此の如き組織を以て家族制度の安全を維持せんが爲めに必要なりとせば其繊細精緻敢て辭する所に非ずと雖も必要の範圍を超へて精緻に

一般に最も注意を要すべき點は學校の關係なりとす此點に就て敏捷活潑に屢々通知を爲すべきは却て寧ろ視察者に依て得られ能ふものよりも必要なりと謂ふべし視察者の訪問は學年の終期に近く迄は之を行はざるを常とす是を以て若し怠慢ありとせば例へは其兒童は他に移すにもせよ智育を要すべき必要の機會を終に逸し空しく其青春を經過するに至らん年々斯の如きに終らば其蒙むる所の損害終に得て之を挽回す可からず而して之が爲めに教師は何等の報告すべき事項なく僅かに空白の報告を爲すに止まるの實況あるは往々にして見る所なり是を以て毎月末に於ては是非とも學校開始の數兒童出席の數及其進歩の度等に就て通知せしめ當時之が監督を加へざる可からず之に依て學校の成績如何は直に知ることを得べく一層其注意をして周到ならしむべきなり兒童の道徳上及宗教上の關係に就ては其の教師よりして一年に四回報告する所あるを以て亦多少の参考となすに足らん其他兒童の安全に就ては種々の人より通知する所の制あるを以て亦之が爲めに利益を享くこと夥

趨るは予の諸君と共に之を非理せざるを得ず然るに數年間我國に於て家族分配制度の經驗を積み且其成績良好なりし二大組織ペンシルバニヤの兒童保護協會ボストン兒童保護協會の如きは殆んど之と同様なる組織制度を採り且寧ろ最も多く精細に趨りたるものと謂ふべきなり

吾人は未だ兒童の安全に且適當に家族に一任せしめ得る所の期間に就て詳悉することを得ざりし此點に就ては實際上理論上共に幾多の異論ある所なり法律上の養子として認むる所に依れば繼嗣を除くの外總へて自己の兒童たる所の權利を與ふるなり然れども是れ一の想像にして實際に於ては三歳以下の兒童を收容したるものゝ外之に則るもの甚だ尠し一般の形式は相互の契約に基くものにして兒童は或年齢例へば男子は十八歳女子は二十一歳に至る迄家族と共に生活する所の法律上の契約に依るものなり此等の契約の形式は古代にも行はれたるものゝ如く而して其主趣とする所全く養親を保護するに在りて一族家事を助くべき兒童を奪去するに至らば家族は之に依て困難を感ずることあり

るべきを以て從て之を保護するの必要を生ず而して主人の貪慾及酷待に對して兒童を保護すること絶へてなく偶々あるも僅小に過ぎざるなり是を以て兒童の教育も亦極めて不完全不適當にして紐育洲法律全集を見るに千八百八十四年に於て改正施行せられしと雖も各契約に依て擔保せらるべき教育事業は兒童に對して讀書を教へ且男子なるときは算術の初歩を學ばしめ契約満期に際して聖書を教ゆるものと爲せり是を以ても其教育事業の不振なること知るべきなり

漸次此事業の進歩するに従ひ契約の期間も亦兒童の利益に關すること益々多きを致し唯現時兒童に利益を與へんが爲めに未來を賭して數年間働仕の束縛を與ふる所の契約は社會に於ける兒童の爲めに不利を來すものにして且又養親の心をして殆んど奴隸を使用するが如き悪行に陥らしむるの感生するに至れり固より一定の契約は種々の變化事情に適合すること能はざるものにして若し衡平法に於て契約を締結せんと欲せば分配すべき兒童の年齢體力及以前の職業學校通學の時期其他種々なる

事項に涉らざるを得ざるなり紐育ボストンセラダルヒヤの兒童保護協會は成文の契約を用ひずして之を行ふ獨り此等の協會のみならず其他のものに在ても多分同一ならん法律上の養子の場合は固より之を除き其他の者に在ては各個人の發達の狀況に従ひ年々期間を定むるものとす此方法は十分に屈折伸縮の自由を得て其の間に斟酌を施すべきの餘地を存し若し嚴密なる監督にして行はるゝを得ば完全なる方法たる疑を容れず然れども其監督にして十分ならざるときは又最も不良の制度たるを免かれず成文の契約若くは不文の契約何れにもせよ其收容兒に對し社會同年齡の兒童と相區別して諸般の狀況を取捨するは正當若くは良善の策に非ず他の兒童は遊戯若くは學校に通學すべきに獨り此等の兒童に向て勞働を強制し若くは他の者は同一の事情なるにも拘はらず賃銀を得一は賃銀なくして勤仕するが如きは不正當にして且不良のものなり之れ實に何れの邦に於ても最も避くべきこととす

此の如く取捨斟酌を施すべき屈折自由の制度に

對して其害を與ふる所の問題を起するに當ては非常の勇氣なかるべからず固より分配制度は容易の事業に非ざるなり彼の世人の屢々口にする所の「兒童に依て求めんと欲する所の利益焉んぞ知らん他に存するを」との言の如きは若し夫れ適當なる家にして且報酬を要せざるものありとすれば決して之を顧慮するに足らざるなり何人と雖も健康の兒童若くは一年内二期間のみ勞働せしめんが爲めに兒童を希望するは事實なりと雖も四歳乃至八歳若くは十歳の普通良家の兒童は彼等の要求する所に非ず且又可憐の念を惹くに足らざる端正の兒童若くは兩親の返戻を請ふ所の兒童も亦彼等の望む所に非ざるなり家族制度を主張する所の多數の者は皆以て會社組織の管理者をして家族分配を希望するに至らしめんことを必要と認め若し其の會社の門戸にして一たび開かるゝに至らば世間慈善の士は幾多募集し來り各自の幸福なる家庭に兒童を伴ひ去るべしと信するものゝ如し嗚呼是れ實に普通の經驗に反したるものと謂はざる可からず或人は曰く吾人は手に火燭を提げデオジュネノスの如

く正直温良の人士を求めんが爲めに世界を横行闊歩せざる可からず吾人は實に此等の士を搜索せんば止まざるなり云々と實に然り會社組織は現時の狀態に於て其管理者は單に家族分配の制に依るを好まずして既に其兒童堆積しつゝあるに非ずや然れども適當の家を發見せんが爲めに活潑なる運動を爲さんことを經營しつゝあるものなり

會社組織の兒童をして實際減少せしむるの方法は吾人の家族制度に附加して尙必要の時に臨み其兒童の食費として相當の額を家族に給すること是なり通常謂ふ所の家族制度なるものは特別の場合に於ても食費を給することなく無告の兒童にして其兩親の生存し怠慢殘虐に對し未だ曾て自己固有の親權を失ざる者に向て之を適用すること能はざるなり不幸の一打撃に遭ふや否や永久に兒童を他の家族に移すか如きは其兩親に對して酷なる事情なきにしも非ず是を以て思慮ある人民は其眞實の内心を叩けば是等の兒童を以て依然兩親其家族の一員たらしめんことを希望し却て之を自己の家に收容せんことを欲せざるなり此の社會に於ては容

貌甚だ醜ならず若くは智力徳育體力に於て僅小の瑕瑾あるに過ぎざるものあり其他若くは養親の選擇を爲すに際し却て之を希望せざる所の特質を有する者なきにしも非ず例ひ此の如き缺點は一時之を隠蔽し家族に送ることあるとすも忽ちにして暴露し欺瞞せられたりとの誇張の言を以て再び兒童を返戻するあるを免れず而して又年齢幼時なるも兒童として之を見る能はざるものあり一朝不時の負擔責任起り未だ曾て幼稚園若くは學校に通學せしめ幸福の家庭を造ること能はざるもあり從て智力體力の發達に於て害を受くること渺ならず尙又最も多く母の愛の下に田舎の家庭に薰育すべきを要するものあり此等の法は何れも食費を給することなくして數年間會社組織の下に生活せしむるか若くは自由の家庭に分配せざるを得ず然れども多くは遲鈍の汚名を蒙り直に返戻を受くるものなり實に然り遲鈍の孱弱無教育の語は以て此等の兒童に對する適評たるを免かれず故に多數の人は之を以て一二年間會社の下に家族制度の準備練

吾人は茲に至て報酬なき家族制度の範圍に就て聊か論述する所あらんと欲す即ち現今に於ては會社組織と家族制度との二者の内何れかを選擇するに在りと雖も家族制度を厭忌する所の者に對しては會社組織は理論上並に實行上必要なりと謂はざる可からず而して又家族に兒童の食費を給する所の主義を主張する者は曰く是れ實に兒童をして自生活の準備を爲さしむるに非ずして兒童をして己所屬の家族に於て其維持費の給與を受け以て他に勤仕することを避けしめ其の家族生活準備の條件の下に置かしむるに在りと實に然り而して今一たび他の家族に分配し返戻せられたる多數兒童に就て之を顧みるに道徳上缺點あるの故を以て返戻するに非ずして寧ろ養親の希望したる所の勤仕を十分に取ること能はざるの故を以て之を返戻するもの多きに係れり多數の場合に於ては兒童は眞實惡少年に非ずして唯不良の關係を有するものたるに過ぎず孱弱短小の體型にして生活競争場裏に立て自營の道を計ること能はざるものなり (未完)

沖繩縣典獄三井久陽編著

◎ 巡查看守退隱料及遺族扶助料法詳解 全 四六版美裝

製本既成

附巡查看守療治科、給助料、及弔祭料給與令并關係法令

● 定價金貳拾錢 郵税金貳錢

本書網羅する所斯法の各條に對して多岐に渉るものは恩給局に就き之を叩き親切丁寧に適實の解釋を加へ之に關聯する各種の法令は細大漏さず卷中に收めて遺憾あることなし故に巡查、看守、陸海軍監獄看守、海軍警査、議院守衛及其の遺族たる者は勿論取扱官廳の當局者にありても一本を座右に置けば一は以て享有の權利を確保するを得べく他は以て處務の敏活を期するを疑はず元來本書は著者自ら職務の便を計り編纂せられたるものなるが爲め印刷部數固より多からず有志諸彦希は速に御申込あらんことを

中島晋治講述

◎ 傍訓 巡查看守受驗教科書 全

定價四拾錢 郵稅六錢

附資格及志願手續

本書は巡查看守採用規則の試驗科目に基き、刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法、警察法、監獄法、歴史、地理、算術及作文の各科を正確簡明に講述し傍訓を施し何人とも雖も能く容易に獨習するを得べく又附するに巡查看守たるの資格及志願の手續を平易に説明したるものなれば尙も巡查看守の試験に應せんことを供すべきは勿論已に巡查看守諸氏と雖も官として職務の職に供すべく特に現職に在るの士は宜しく知己友人を奨勵推薦する場合に於て其素養を啓發せしむるに於ても又缺く可らざるの良書たるを信する也

出版人

磯村政富

明治三十七年四月二十日

發行人兼編輯人 印刷所 東京市麴町區飯田町五丁目卅二番地

發行所 東京市麴町區紀尾井町三番地 印刷所 磯村政富 監獄協會 眞社

